

荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想

～活力と魅力に溢れた安全で安心できるまちづくりに向けて～
高規格堤防と一体となったまちづくり

平成12年3月

荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想策定委員会

目 次

はじめに	1
1. 沿川整備基本構想	2
(1) 高規格堤防の整備	2
(2) 沿川整備基本構想	3
(3) 沿川整備基本構想の対象地域及び対象期間	4
2. 荒川の現況	5
(1) 荒川の形成	5
(2) 治水機能	7
(3) その他の機能	8
3. 沿川地域の現況	10
(1) 地形・地質	10
(2) 社会的条件	11
4. 沿川整備の目標・方針等	16
(1) 沿川整備の目標	16
(2) 沿川整備の方針	16
(3) 河川空間の活用方針	18
5. 沿川地域の整備構想	20
(1) 沿川地域の整備構想	20
(2) 整備推進地区等	22
6. 沿川地域の整備に関する課題と促進方策	25
(1) 関係機関の連携の強化	25
(2) 市街地開発計画等の策定の推進	25
(3) 沿川整備構想の広報	25
(4) 河川が隣接した区間における計画づくり等	25
別表 整備推進地区等	26
資料編	29

*印がついている用語は、資料編の「5. 用語の説明」に記載しています。

はじめに

我が国は台風、梅雨等による洪水が発生しやすいアジアモンスーン地域に位置しており、加えて東京、大阪等の大都市地域に見られるように河川氾濫原^{*13}に人口、資産及び社会の中核機能が集中しているため、水害発生の危険性が極めて高いという地理的・社会的条件下にある。このため河川毎に一定規模の洪水を想定し、計画的に治水施設の整備を進めているところであるが、洪水は自然現象であり、その規模には際限がなく、計画の規模を超える洪水が発生する可能性は常に存在している。仮に東京、大阪等の大都市地域において、これらの地域を洪水から防御している大河川の堤防が破壊された場合、我が国の社会経済活動は甚大な打撃を受け、その影響は世界経済にも及ぶ可能性がある。このため、建設省では、計画の規模を上回る洪水に対して破堤による壊滅的な被害を回避するため、昭和63年度に、計画を超えておおよそ発生すると認められる超過洪水時にも破堤しない構造の堤防である高規格堤防の整備に着手し、荒川をはじめとする東京、大阪等の大都市地域を流れる大河川で整備を進めている。

高規格堤防の整備は沿川の土地の大きな改変を伴い、かつ、高規格堤防の区域内の土地の大部分は通常の利用に供されるものであるため、都市部では、沿川地域の土地利用との整合を図りつつ、高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備を推進する必要がある。このため、建設省では、都市計画担当部局と河川管理者が共同して、長期的かつ広域的観点から沿川地域の整備構想をとりまとめることとしており、今般、建設省関東地方建設局、東京都、墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、及び江戸川区は、「沿川整備基本構想策定委員会」を設置し、荒川の東京都内の区間について、概ね20年を対象期間とする「荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想」を策定したものである。この沿川整備基本構想は東京都内の荒川沿川地域での高規格堤防と市街地の整備の指針であり、今後の高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備の推進に貢献することを期待するものである。

平成12年3月

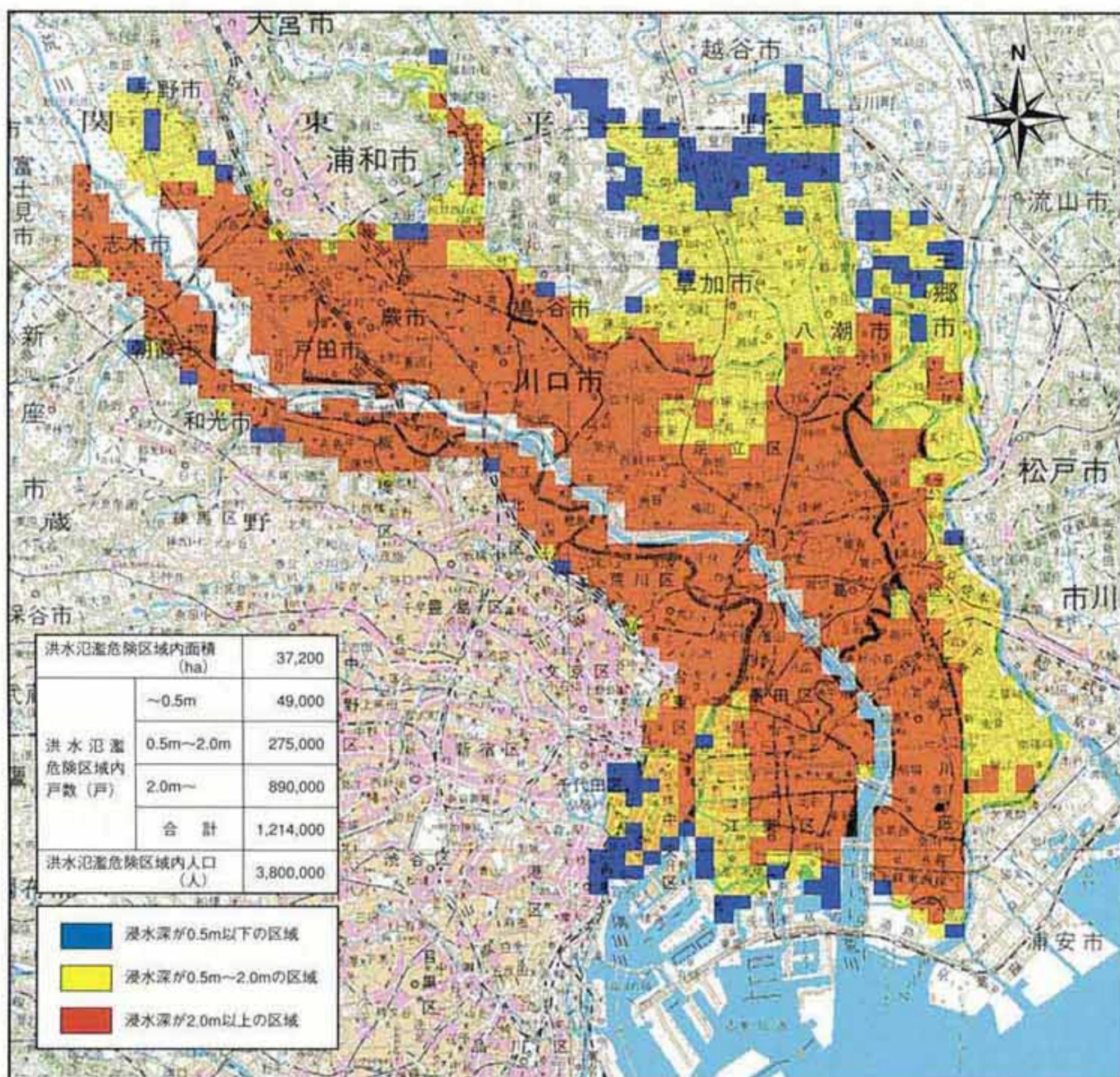
荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想策定委員会

1. 沿川整備基本構想

(1) 高規格堤防の整備

荒川は首都東京の東部地域を貫流しており、沿川地域には人口、資産や中枢管理機能が高度に集中し、各種の産業も高度に発達している。しかし、沿川地域は、相当の部分が干潮位より低いいわゆる「ゼロメートル地帯」となっているなど、洪水や高潮による水害に対して非常に脆弱な地域である。^{*33}

仮に荒川下流部で計画規模である概ね200年に1回程度起こる大雨で堤防が破堤した場合、氾濫が想定される面積は^{*17} 372km²にのぼる。この区域内には、平成7年現在で、148万戸の建物があり、380万人が居住しているため、被害額は92兆円（平成9年度デフレーターを用いて算出）^{*42}と推計され、壊滅的な被害が発生すると想定される。さらに、我が国全体の社会経済活動に甚大な影響が生じ、ひいては世界経済にも影響が及ぶことが懸念される。^{*48}



出典：洪水氾濫危険区域図 建設省荒川下流工事事務所

図 1 洪水氾濫シミュレーション図

洪水は自然現象であり、その規模には際限がなく、計画規模を超える洪水が発生する可能性は常に存在している。このような計画の規模を上回る洪水に対して破堤による壊滅的な被害を回避するため、荒川では、河口(東京都江東区及び江戸川区)から熊谷大橋(埼玉県熊谷市)までを計画区間として、計画を超えておおよそ発生すると認められる超過洪水時にも破堤しない構造の堤防である高規格堤防の整備に昭和63年度に着手し、現在、その整備を鋭意促進しているところである。この高規格堤防は、建設発生土等を活用して作られる幅の広い堤防で、高潮発生時及び地震時の堤防の安全性も向上させるものである。平成11年現在、東京都内沿川の、全区間長の約12%にあたる約 5.9kmの区間が、一部完了した地区または整備中の地区となっている。

また、河川空間と市街地とは互いに隔絶された空間となりがちで、従来は河川空間を市街地整備に有効利用することもなかった。しかし、高規格堤防と市街地を一体的に整備することにより、河川空間と市街地とが一体となった新しい都市空間が形成され、うるおいのあるアメニティ豊かな市街地整備を進めることが可能となる。このように、高規格堤防の整備は良好な市街地整備にも大きく貢献するものである。

(2) 沿川整備基本構想

高規格堤防の整備は沿川の土地の大きな改変を伴い、かつ、高規格堤防の区域内の土地の大部分は通常の利用に供されるものであるため、都市部では、沿川地域の土地利用との整合を図りつつ、高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備を推進する必要がある。

この場合、特に市街地の整備は実際に着手されるまでに長期間を要する場合も多い。このため、都市計画担当部局と河川管理者が共同して、長期的かつ広域的観点から沿川市街地整備のマスター⁵⁷プランである「沿川整備基本構想」を都県別または河川別に策定することとしており、今般、建設省関東地方建設局、東京都、墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、及び江戸川区は、「沿川整備基本構想策定委員会」を設置し、荒川の東京都内の区間について、概ね20年を対象期間とする「荒川沿川(東京ブロック)整備基本構想」(以下「沿川整備基本構想」という。)を策定したものである。

なお、この基本構想は「荒川将来像計画」、「市街化区域及び市街化調整区域の整備開発又は保全の方針」、各区の「都市計画マスター⁵⁷プラン」及び東京都の「防災都市づくり推進計画」を踏えてとりまとめている。

(3) 沿川整備基本構想の対象地域及び対象期間

1) 対象地域

東京都内の荒川の高規格堤防整備計画区間は墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、及び江戸川区の7区内の荒川全川（上平井水門から下流の中川を含む）であり、沿川整備基本構想の対象地域は、高規格堤防整備と一体的に土地利用を考慮する荒川沿川の地域（以下、沿川地域という。）とする。

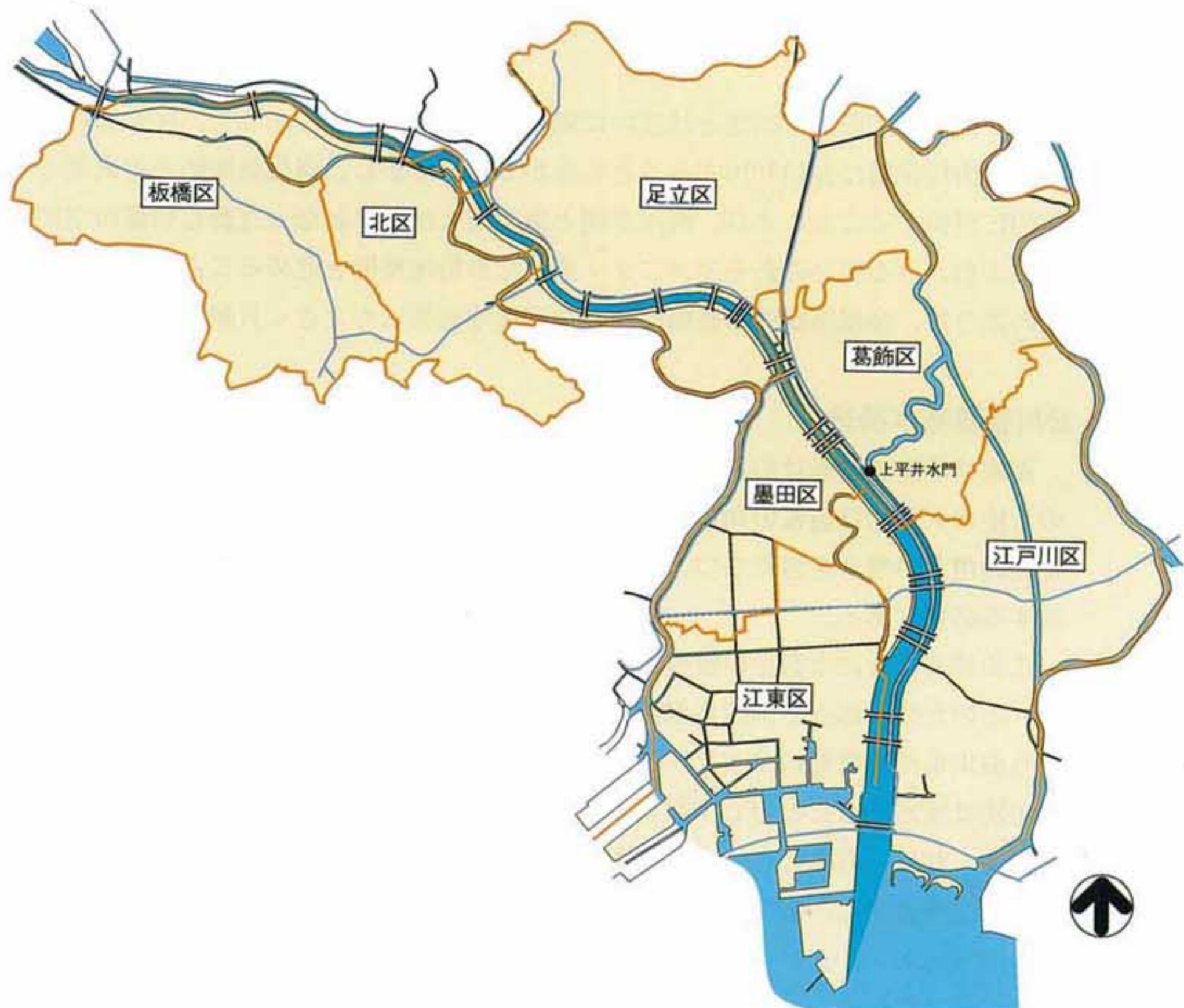


図 2 沿川整備基本構想対象区域

2) 対象期間

沿川整備基本構想の対象期間は、概ね20年とする。なお、沿川整備基本構想は、^{*65}流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものとする。

2. 荒川の現況

(1) 荒川の形成

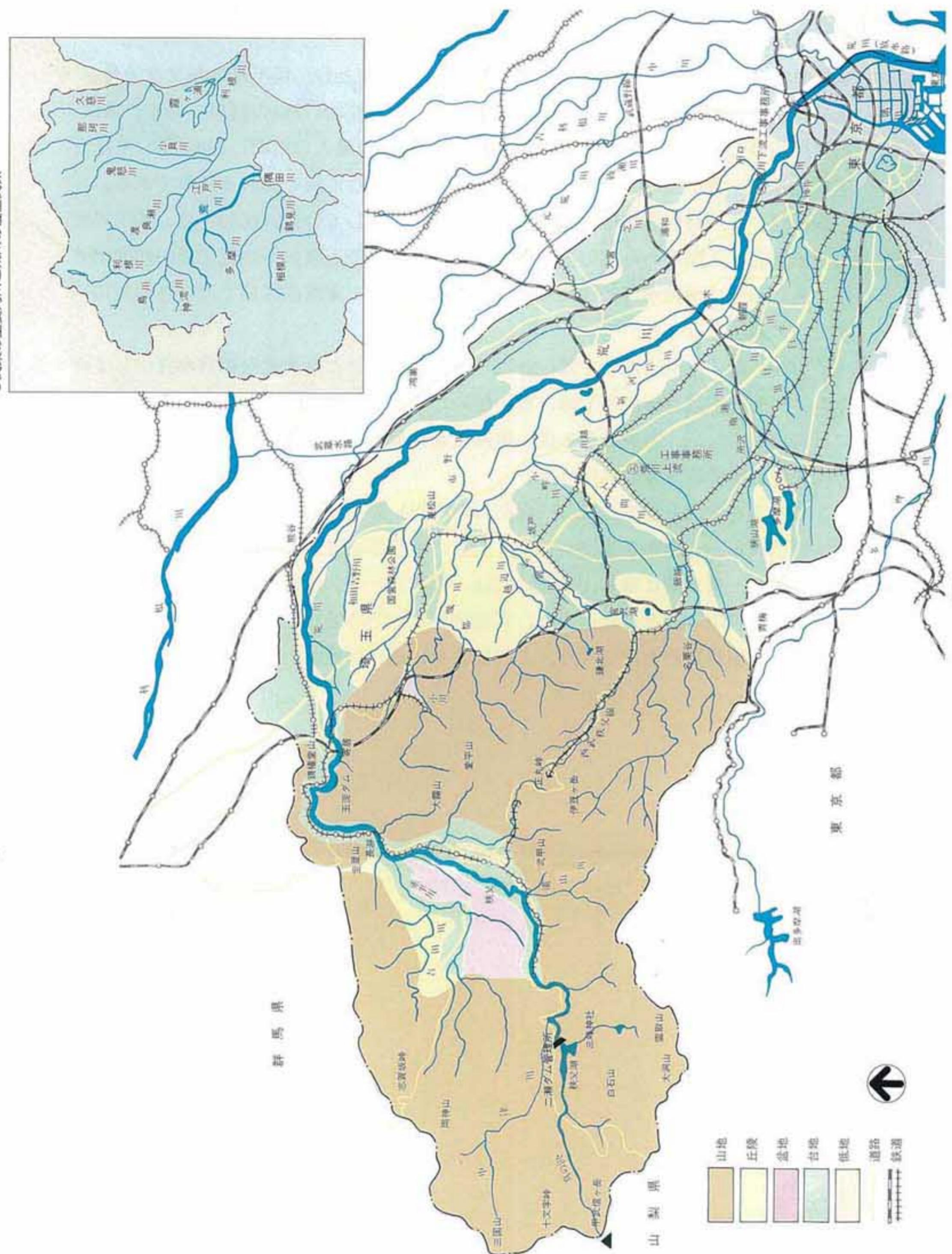
荒川は、奥秩父山系甲武信ヶ岳(標高2,475m)を源流とし、埼玉県の秩父盆地及び埼玉平野、東京都東部地域を流下し、東京湾に至る延長約173kmの河川である。入間川、新河岸川等の支川があり、流域面積は約2,940km²、流域人口は約1,000万人（平成2年現在）で、我が国の大河川の中では最も人口稠密な地域を流れる河川である。

荒川は、江戸時代以前には現在の元荒川を流路としていた。1629年に、埼玉平野の新田開発、入間川の舟運²⁴の振興等を目的として、埼玉県久下地先で新川が開削され、入間川筋に流路が付け替えられた。これにより、東京都区部では現在の隅田川が荒川の本流となった。

その後、荒川の沿川地域では、しばしば洪水氾濫により大きな被害が発生してきた。中でも、明治43年洪水²⁵では、荒川はいたるところで堤防が決壊し、東京都区部では岩淵から浅草、亀戸に至る広い範囲で甚大な被害が発生し、その被害額は当時の国民総所得²⁶の約4%にのぼった。

この水害を契機として、荒川（現在の隅田川）の氾濫を防止することを主眼として、明治44年から昭和5年にかけて、現在の東京都北区岩淵地先から中川の河口方面に向けて、東京湾に至る、延長約22km、幅約500～600mの大規模な放水路を開削し、これを荒川本流とした。また、岩淵地先に水門を造って放水路ともとの荒川（現在の隅田川）とを仕切った。これにより、現在の流路が形成された。

●関東の主要河川と荒川の位置関係



出典：都市を往く荒川 建設省荒川下流工事事務所

図3 荒川の流域図

(2) 治水機能

荒川では、明治43年の大洪水を契機として、荒川（現在の隅田川）の氾濫を防止することを主眼とした治水計画^{*38}を策定し、明治44年から昭和5年にかけて、現在の東京都北区岩淵地先から東京湾に至る放水路を開削した。^{*56}

その後、荒川は昭和22年9月洪水を始めとし、計画を上回る規模の洪水に再三見舞われ、一方で流域では都市化が急速に進んだ。昭和48年には、これらに対応して治水安全度を向上するため、新たな工事実施基本計画^{*37}を策定した。この工事実施基本計画^{*20}では、荒川本川の計画高水流量（岩淵水門）を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ ^{*18}とし、荒川下流部では、築堤護岸整備等を行い、洪水の安全な流下を図るとしている。この他、江東地区等を高潮から防御するための高潮堤^{*33}を築造し、内水被害の著しい地域について内水排除のための施設を設け、また、河川環境の改善を図るため河川敷の整備及び水質浄化を行うこととした。

さらに昭和63年には、河口（東京都江東区及び江戸川区）から熊谷大橋（埼玉県熊谷市）までの区間において、計画を超えておおよそ発生すると認められる超過洪水^{*40}時にも破堤しない構造の堤防である高規格堤防を、工事実施基本計画^{*20}に位置づけ整備を促進している。

現在、荒川下流部では、従来の堤防の整備率は計画に対して約9割となっているが、堤防の高さ・断面不足区間の整備や河道部の浚渫、洪水流下^{*21}のネックとなっている橋梁の改築等の課題があり、これらへの対応が必要である。

(単位: m^3/sec)				
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダム等による調節量	河道 ^{*12} への配分流量
荒川	岩淵	14,800	7,800	7,000

表 1 基本高水のピーク流量一覧表

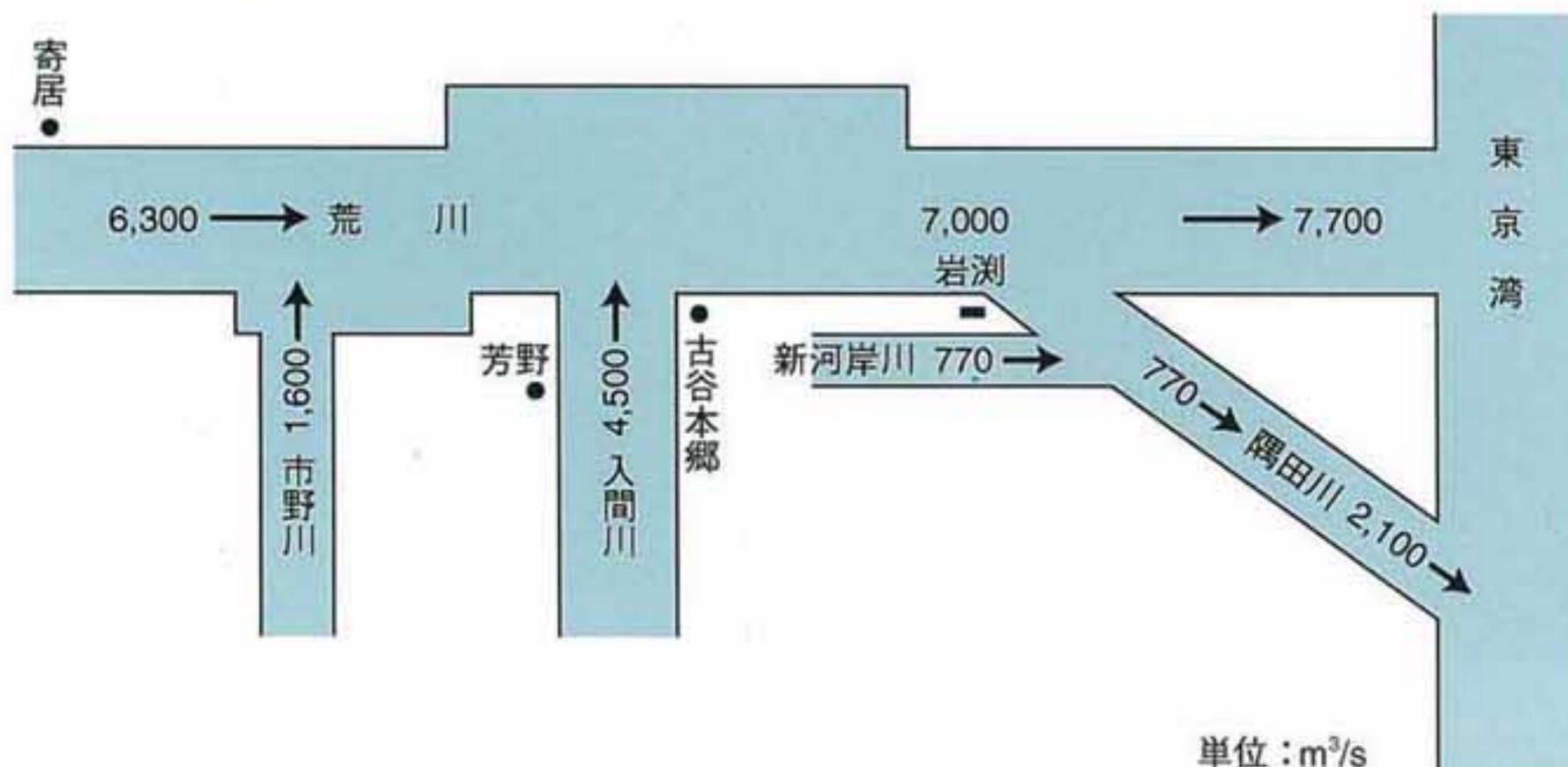


図 4 荒川計画高水流量図^{*18}

(3) その他の機能

荒川は、洪水を安全に流下させる機能だけでなく、水と緑のネットワークとしての機能、防災機能、物流機能、情報ネットワーク機能等の多様な機能を担っている。^{*59}

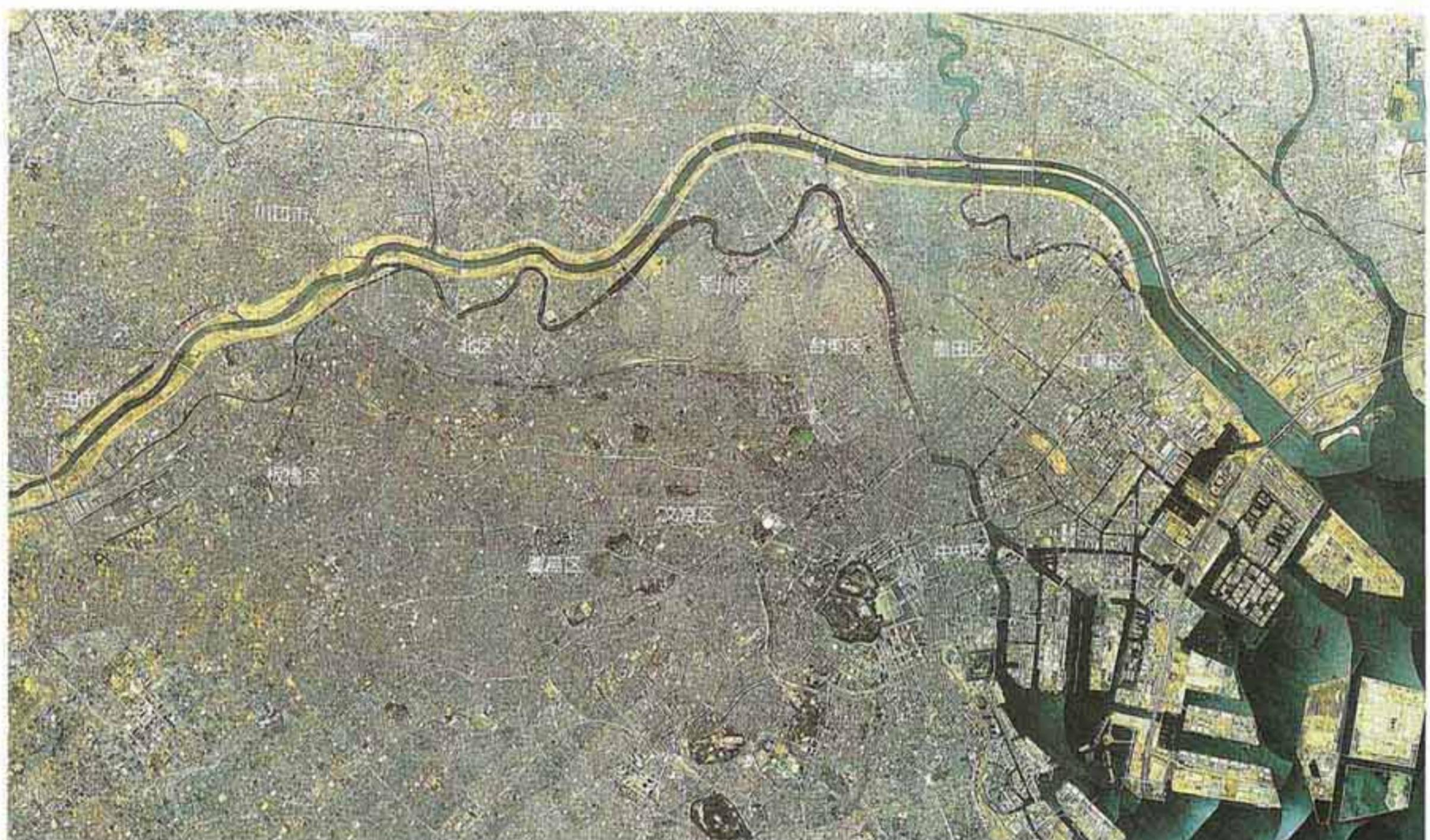
1) 水と緑のネットワークとしての機能

荒川は、首都圏における水と緑のネットワークの骨格としての役割を担っている。河川敷にはスポーツやレクリエーションの場としてグラウンド等が整備され、アメリカ^{*2}の向上に大きな役割を果たしている。また、多様な生態系を育む豊かな自然環境が形成されており、大都市における身近な自然空間となっている。

2) 防災機能

荒川の幅は500~600mにもおよび、都区内の河川敷は724haある。その広大な河川空間は都市火災が起きた際の延焼遮断帯となるとともに、災害時の避難地や救援活動拠点として、沿川地域の防災機能の強化に大きな役割を担っている。

また、荒川の水は、震災時の大規模市街地災害に対応する大容量の消防水利として重要な役割を担っている。



出典：荒川リバーサイドビュー 建設省荒川下流工事事務所

図 5 沿川状況図

3) 南関東内陸と臨海を結ぶ物流機能

荒川は水深が深く、比較的大きな船舶が河口から埼玉県秋ヶ瀬付近まで航行が可能であり、埼玉県南部を中心とした南関東内陸部と、東京臨海部との間の舟運による物流に大きな役割を果たしてきた。^{*24}

また、阪神・淡路大震災の際に海上からの救援・復旧活動が重要な役割を果たしたことによると、荒川は、東京が災害を受けた際に、救援物資、復旧資材等の輸送に重要な役割を担うことが期待されている。

単位：隻数／日 ()内タンカー

	事業用	レジャー用	観光用	その他	合計						
					平日	土曜					
荒川	河口	56(29)	36(27)	36	26	3	12	24	10	119	84
	隅田水門 ^{*28}	44(30)	42(33)	27	10	3	9	0	0	74	61
	岩淵水門 ^{*28}	72(29)	34(17)	0	2	5	4	7	2	84	42
	戸田橋	23(20)	27(20)	49	49	2	3	0	0	74	79
	隅田川	219(49)	193(54)	26	27	43	56	16	18	304	294
	新河岸川	49(5)	17(1)	2	0	0	0	2	0	70	17

出典：荒川往来 建設省荒川下流工事事務所 平成9年3月現在

表2 舟運利用状況

4) 情報ネットワーク機能

荒川は、CATV（ケーブルテレビ）用や河川管理用の光ファイバーケーブルの敷設空間等に利用されており、高度情報社会^{*22}の基盤である情報ネットワークとしての機能を担っている。^{*50}



出典：建設省荒川下流工事事務所パンフレット「荒川の自然と情報ネットワークを活用したまちづくり」

図6 光ファイバーケーブル

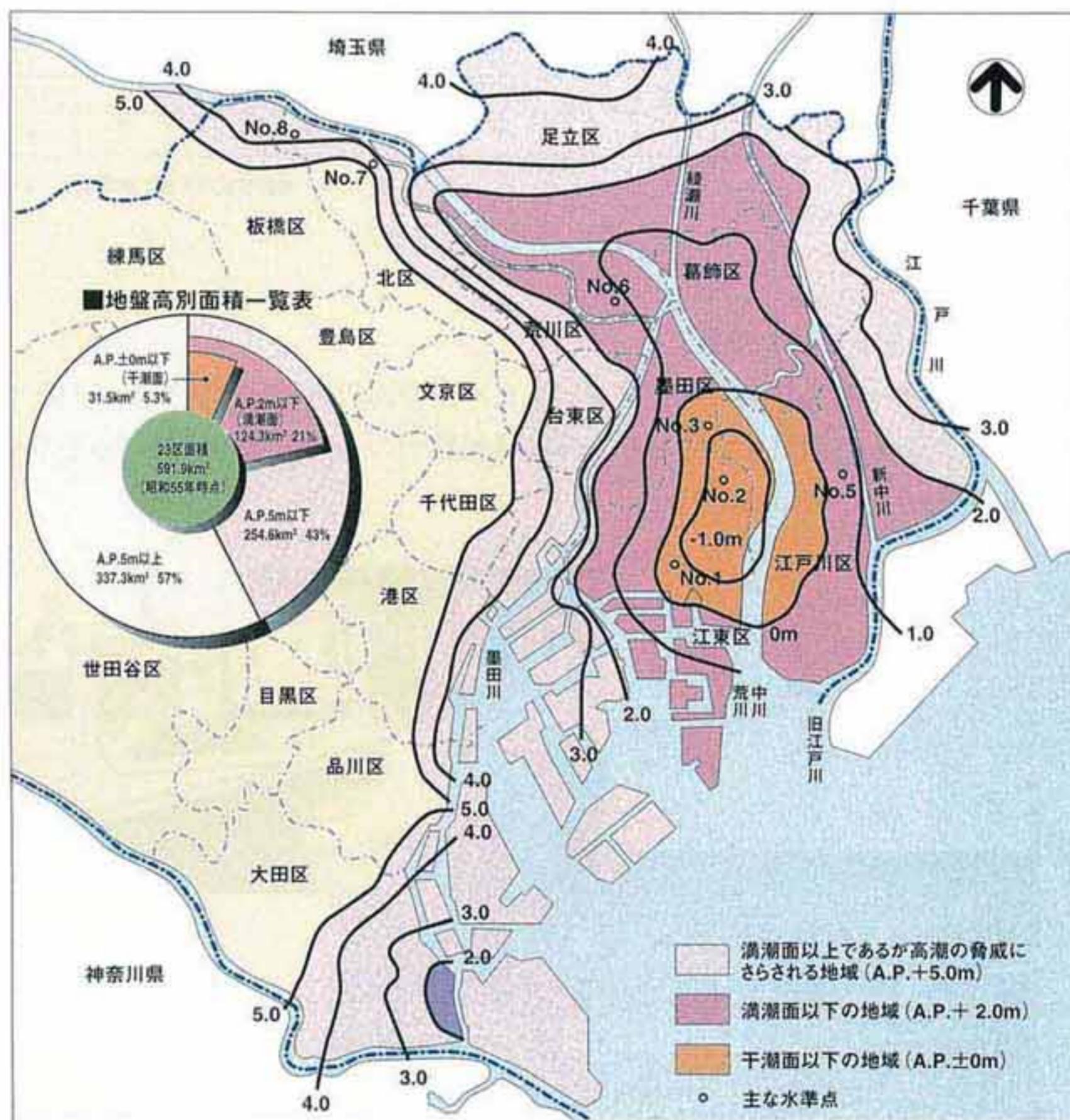
3. 沿川地域の現況

(1) 地形・地質

沿川地域は、東部低地帯とも呼ばれ、荒川のほか中川、江戸川等によって形成されたデルタ地帯である。^{*43}深いところで50m以上にもおよぶ軟弱層が厚く堆積している。

沿川地域は、大正初期～昭和40年代にかけての地下水の過剰揚水による地盤沈下の結果、かなりの範囲の部分が標高2m以下の満潮面以下の土地となっている。なお、昭和50年代以降は地下水の揚水規制等により、地盤沈下は沈静化している。^{*47}^{*62}

また、東京湾岸部では、深川海辺新田、砂村新田、木場をはじめとして、近世以来、埋立や干拓が進められてきた。



A. P. (エイビー) : Arakawa Peilの略。東京湾沿岸島量水標零位を基準とする基本水準面。荒川の水位の基準となっている。

出典：低地の河川 東京都建設局河川部

図 7 沿川地域の低地帯

(2) 社会的条件

1) 人口

昭和50年以降、この20年間の沿川の7区の人口の推移をみると、増減を繰り返している。昭和50年から昭和55年にかけて減少し、昭和55年から平成2年にかけ増加に転じ、平成2年以降また減少している。

各区毎でみると、江戸川区を除く他の6区の人口は、減少あるいは横這い状態にある。江戸川区では、臨海部の埋立やJR京葉線、都営地下鉄新宿線等の整備に伴う土地区画整理事業^{*44}等の進展により、市街地整備が進み、区外から人口が流入し増加傾向にある。

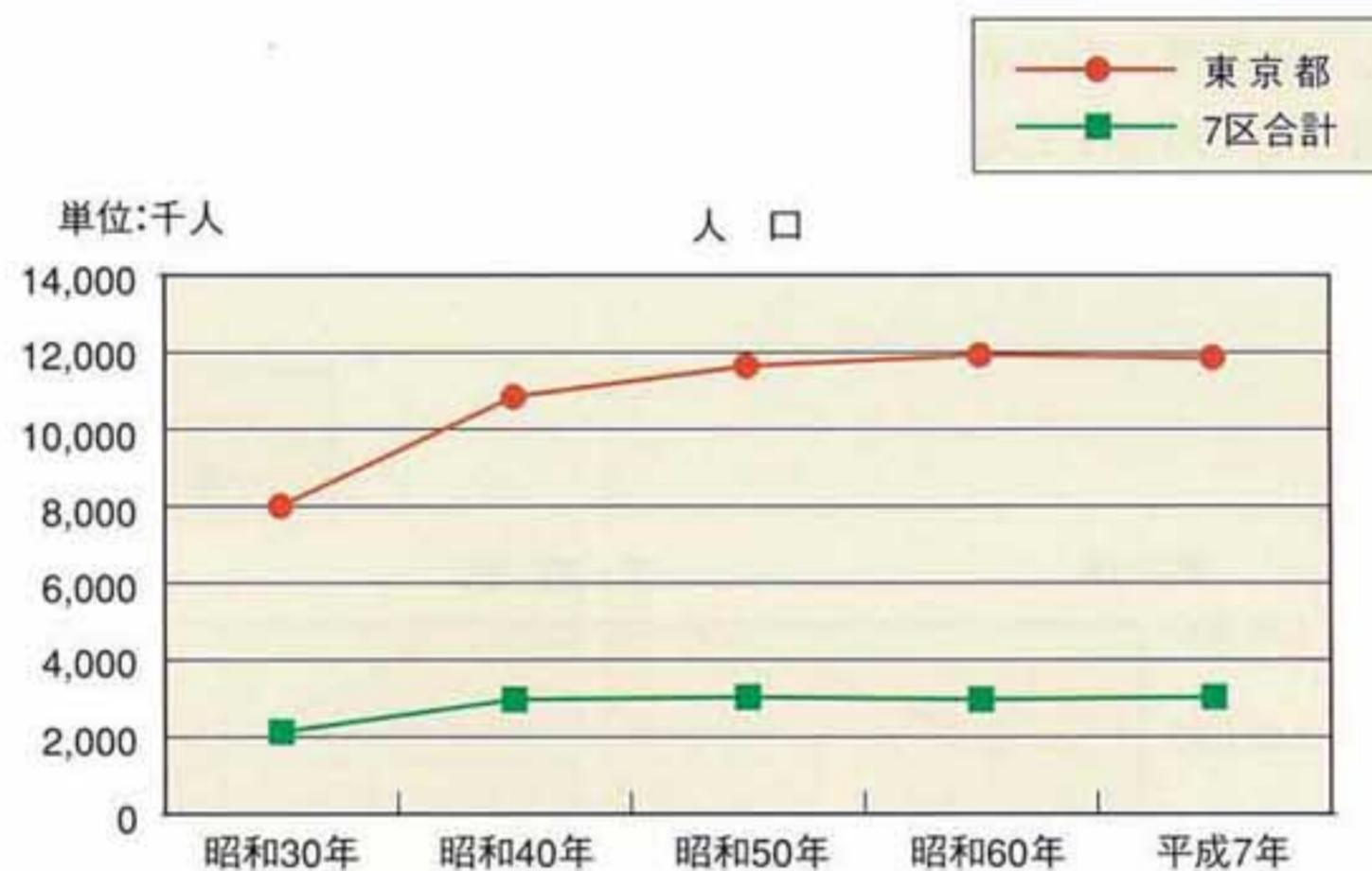


表 3 沿川の7区における人口の動向

2) 産業

沿川地域は、明治初期に、現在の江東区清澄に官営のセメント製造所が、また同区内の小名木川沿いに精糖工業や化学肥料工場が作られて以降、荒川等の河川や運河による舟運を活用した工業地帯として発展してきた。^{*24}

現在の沿川地域の主な産業は、出版・印刷・同関連製造業、革製履物・袋物製造業の皮革関係、金属・機械製造業等である。

沿川の7区でみると、工場数は、近年減少しているものの、平成7年で28,625工場と東京都全体の工場の約42%を占めており、東京都内における工業集積地としての位置付けは変わっていない。

ただし、そのうち、従業者数3人以下の工場が52%を占め、30人未満では97%に達し、小規模工場が極めて多い。これらの小規模工場については、工場施設や設備の老朽化、周辺住宅地との環境問題、経営者の高齢化、後継者難等の課題が指摘されている。

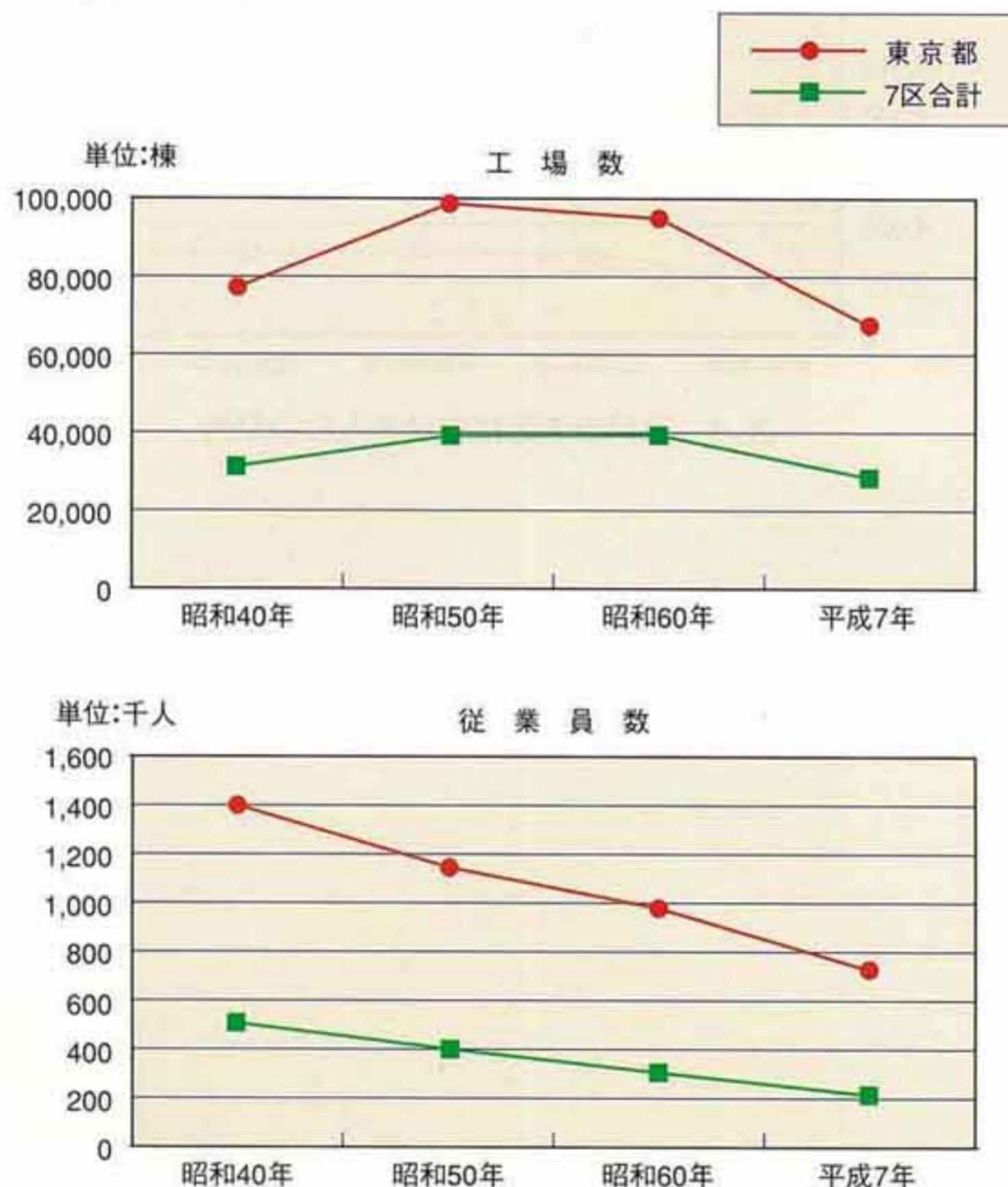
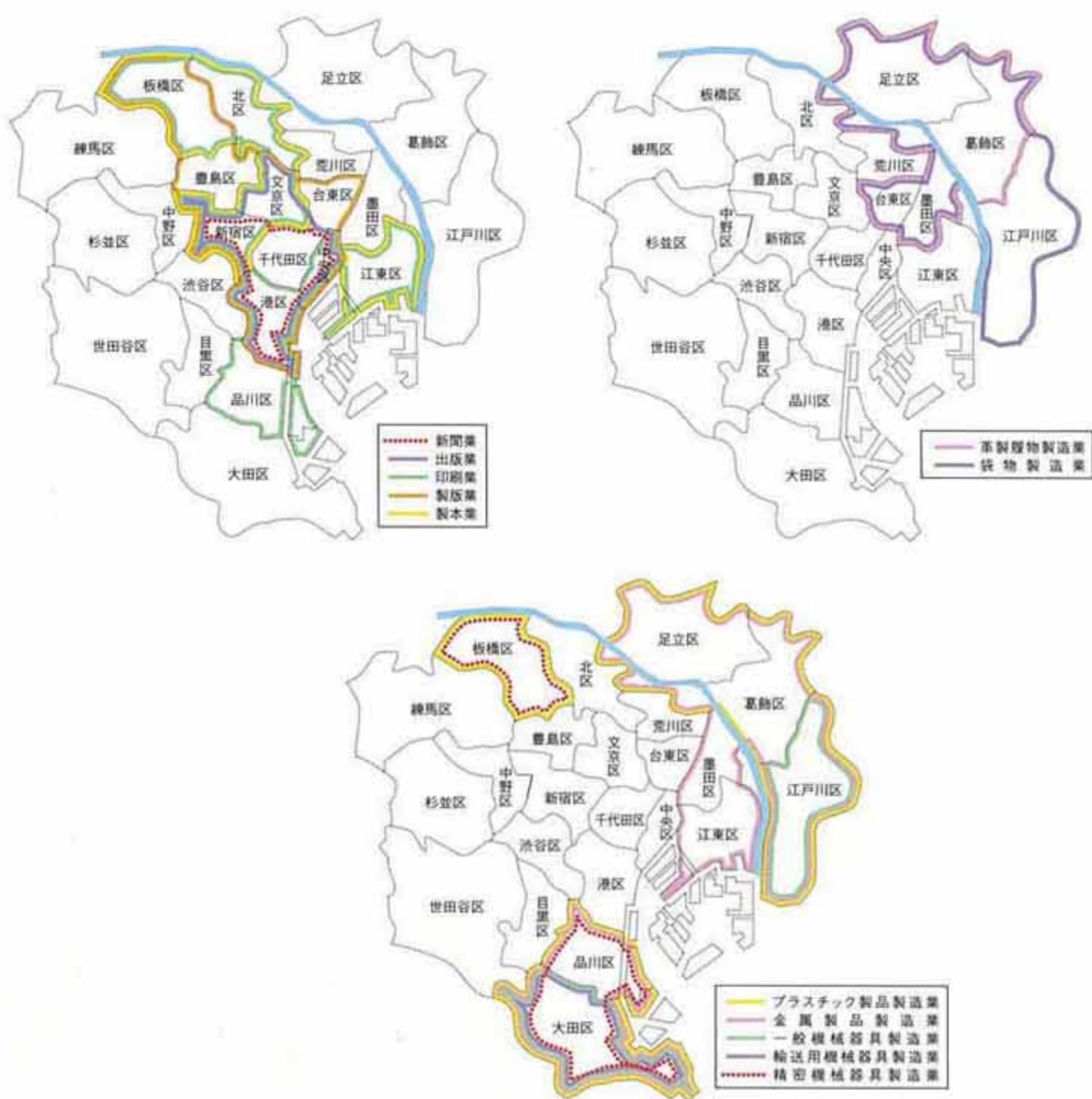


表 4 沿川の7区における工場の動向



出典：産業空洞化の影響に関する調査報告書 東京都 平成8年

図 8 東京の工業主要業種において都内シェア5%以上を占める区の製造業別分布状況図

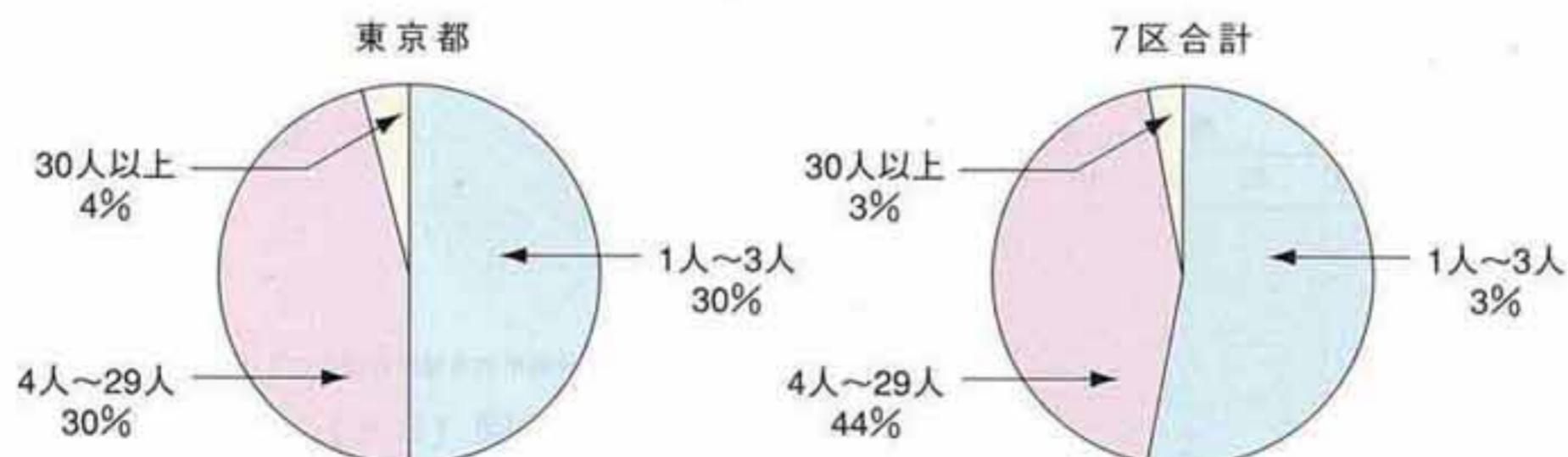


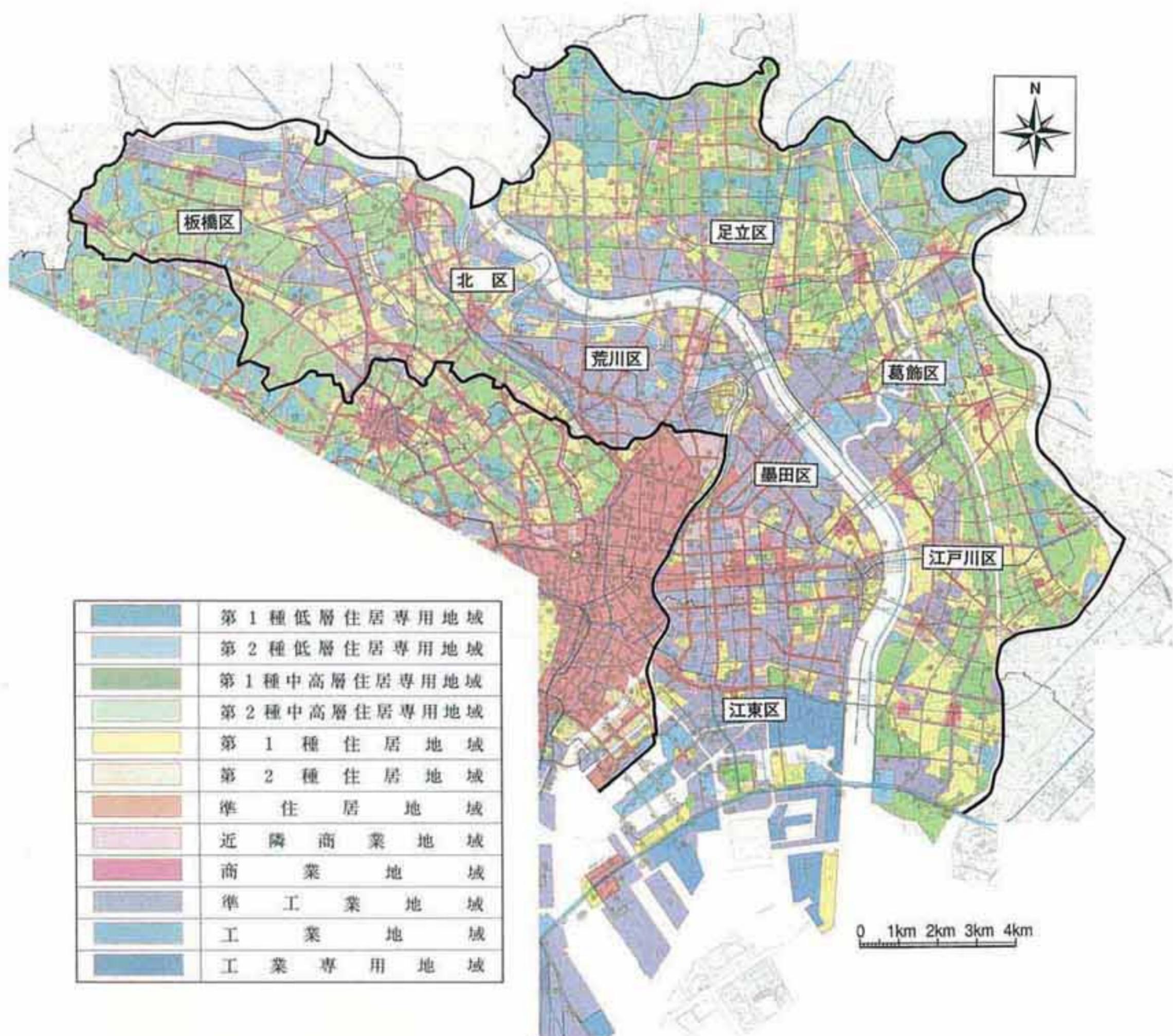
表 5 沿川の7区における従業者規模別工場の割合

3) 土地利用

沿川地域の土地利用は右岸と左岸で若干の相違がみられる。

右岸は、明治期から都市化が進んだため、小規模な工場、倉庫等と木造住宅市街地が混在した密集市街地が主体となっている。ただし、この地区の荒川沿川にあつた大規模工場の跡地が高層住宅等として再開発され、土地利用転換が進みつつある。

一方、左岸は、主に第二次世界大戦後、住宅地の開発により都市化が進んだ。特に江戸川区では、臨海部の埋立による宅地の創出やJR京葉線、都営地下鉄新宿線等の整備に伴って農地や工場跡地等の宅地化が進んでいる。



東京都 都市計画局「東京都市計画用途地域総括図その1（用途地域）」を使用し作成

図 9 荒川下流沿川都市計画図（H 9）

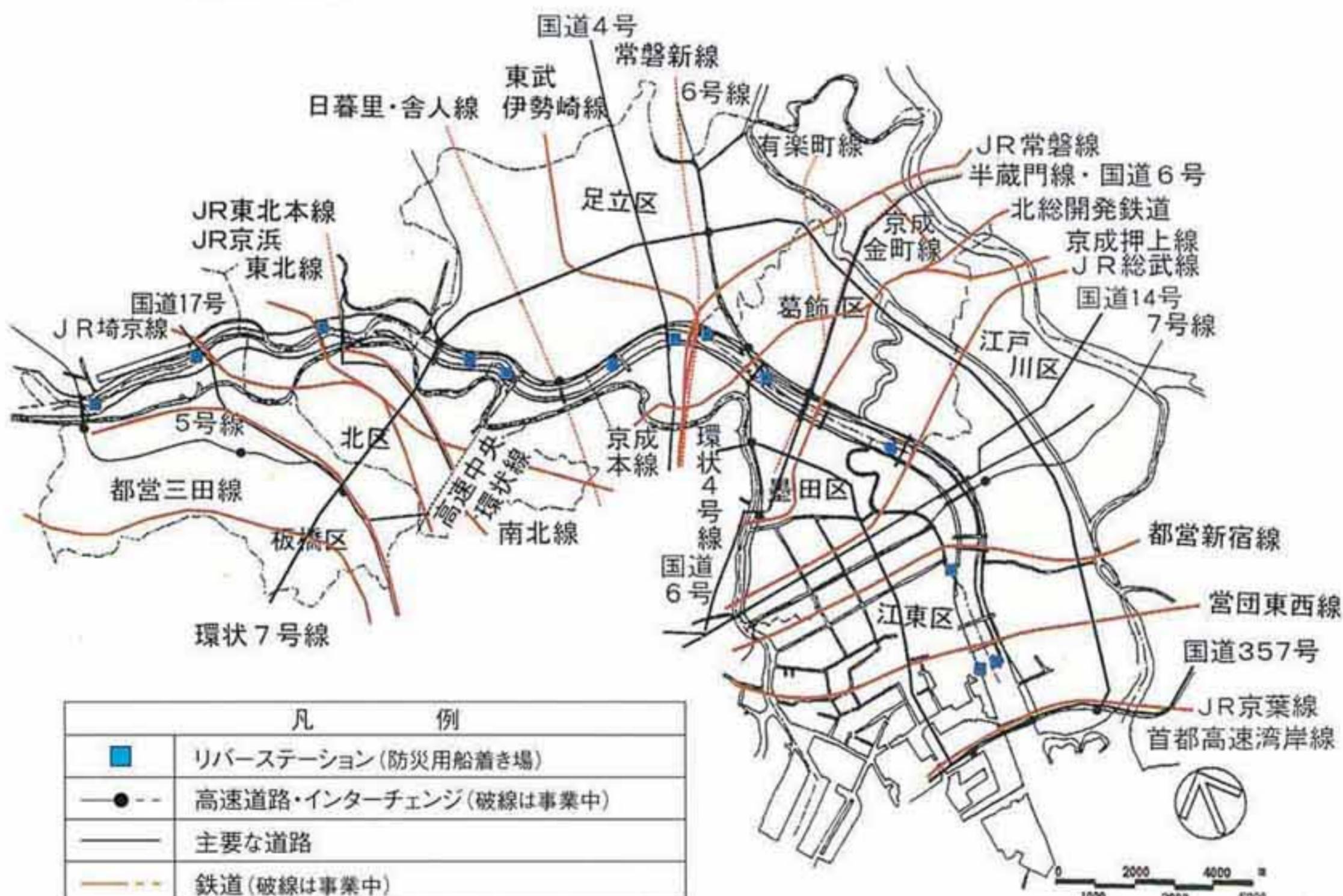
4) 交通

沿川では、諸機能の集中した東京都心を中心とする放射状の交通網が比較的整備されており、環状方向の交通網の整備は遅れている。

主要な道路としては、首都高速湾岸線、7号線、6号線及び5号線、国道4号、6号、14号、17号及び357号等の数多くの幹線道路が荒川を横断しているが、荒川に沿っては、首都高速道路中央環状線、環状4号線及び環状7号線等の幹線道路があるだけで、放射方向に比べて道路は少ない。なお、荒川の堤防上にある都道は、荒川に沿った幹線道路が少ないとおり、1日あたりの交通量が1万台以上と比較的交通量が多く、地域における幹線道路的な役割を果たしている。

鉄道網も道路と同様に、東京都心を中心とした放射方向に整備が進められてきており、荒川を横断する路線は現在13路線あるものの、荒川に沿った鉄道は整備されていない。

一方、従来より荒川は、埼玉県南部を中心とした南関東内陸部と東京臨海部を結ぶ舟運^{*24}の重要な交通路となっており、石油製品等を輸送するタンカー、水上バス等が運行されている。近年、防災対策や地球環境問題への対応として河川舟運^{*24}の役割が見直されており、その振興のためにリバーステーション（防災用船着き場）が計画・整備されている。



参考：生活都市東京の展開改訂重点計画

図10 沿川地域の道路・鉄道等の状況図

4. 沿川整備の目標・方針等

荒川は東京都の東部地域を貫流している河川で、大規模な洪水や高潮により堤防^{*33}が破堤した場合にはそれによる被害は計り知れないものとなる。このため、荒川の東京都区間については高規格堤防の整備を促進することが求められている。^{*48}

沿川地域は、木造密集地が連たんし、防災上脆弱な地域が多いうえに、工場と住宅が混在し、居住環境の整備が必要な地域も広がっている。「人々のくらし」と「都市機能」がバランスよく調和した災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、この地域は東京都内における工業の集積地であり、このストックを生かして、都市型の工業集積地として活性化していくことも重要である。

さらに、荒川は東京都の東部地域において、まとまった自然環境を提供しており、堤外地^{*39}は市民の憩いの場としても利用されている。荒川の環境と共生しつつ、全ての人が自然とふれあい、親しめるようなまちづくりを進める必要がある。

また、東京区部における総合的な交通体系整備に寄与し、沿川地域の連携を強化するため、道路、鉄道と河川舟運^{*24}の結節機能を強化し、それを活用したまちづくりを進める必要がある。^{*19}

このようなことから、沿川整備にあたっては、「活力と魅力に溢れた安全で安心できるまちづくり」、すなわち、「この地域で生まれ、育った人々がふるさとと思えるまちづくり」を目標とし、沿川整備の方針として、「災害に強いまちづくり」、「地場産業の活性化によるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」及び「水運と陸上交通ネットワークを活かしたまちづくり」の4つを掲げる。

(1) 沿川整備の目標

活力と魅力に溢れた安全で安心できるまちづくり

～この地域で生まれ、育った人々が、ふるさとと思えるまちづくり～

(2) 沿川整備の方針

1) 災害に強いまちづくり

高規格堤防の整備にあたっては、洪水や高潮に対する流域の治水安全度を高める観点から、現時点でも堤防の高さが計画に達していない区間、及び破堤することにより直接ゼロメートル地帯へ流入するような区間の整備を重点的に進めていく。^{*33} ^{*65} ^{*37} ^{*48}

また、沿川地域は、ゼロメートル地帯が広範に広がり、木造建築物等の密集、広場や公園等のオープンスペースの不足、狭あいな道路等の防災上の課題を抱えている。

このため、高規格堤防と木造密集市街地との一体的な整備を進め、共同建て替えなどによる、木造建築物の不燃化や、狭小敷地の解消、道路・公園・広場等のオープンスペースの確保による延焼防止等の推進を図る。^{*60}

また、荒川の特性を生かし、広大な避難地としての河川敷の活用、高規格堤防上への河川防災ステーション^{*54}の整備、河川舟運^{*24}及び緊急用河川敷道路^{*16}による緊急物資輸送ルートの確立、光ファイバーケーブル^{*50}による地域防災情報ネットワーク^{*35}の形成等を進め、災害に強いまちづくりを進める。

2) 地場産業の活性化によるまちづくり

沿川地域では、狭隘な木造住宅が密集し、工場と住宅が混在した地区の中で、固有の産業のネットワークやコミュニティが形成されている。

沿川地域の工業については、都心に近いという地の利を活かして、技術力・経営力の高度化を図り、新製品・新技術開発や新規性の高い技術・事業分野への進出等への積極的な事業展開を行うことが求められている。また、沿川地域の生活の核となる商店街の活性化も求められている。

このため、高規格堤防の整備に合わせて、優れた地域コミュニティや、居住環境の整備、及び住いと就業の場として調和のとれたまちづくりを進める。^{*34}

3) 人と自然にやさしいまちづくり

荒川には、豊かな生態系からなる優れた自然環境が形成されている。この貴重な自然環境を保全・活用し、高齢者や障害者等を含む総ての人が自然と触れあい、安心して親しめるような自然と福祉の空間づくりを、沿川の市街地整備と一体に進める。その際、高規格堤防上に地域の特性に応じた植樹・植栽を可能な限り行う。また、荒川の水質浄化に向けて、流域が一体となった取り組みを進める。^{*65}

さらに、荒川の水や風をエネルギーとして、ヒートポンプ^{*51}や風力等に利用したり、雨水の有効活用等の健全な水循環形成などにも配慮したまちづくりも進めていく。^{*58}

4) 水運と陸上交通ネットワークを活かしたまちづくり

阪神・淡路大震災を契機に、災害時の救援物資や復旧資材の輸送手段として、河川舟運^{*24}の役割が見直されている。また、人・物・環境に配慮した新たな輸送手段としても河川舟運は期待されている。

沿川地域は、首都圏放射状の鉄道及び道路網が発達しているが、荒川沿いの環状方向の交通網が弱いため、高規格堤防の整備に合わせた荒川沿いの道路の改築を進める。また、リバーステーション（防災用船着き場）、荒川ロックゲート^{*5}等の整備により、荒川の舟運^{*24}を活かした水上交通の強化を図る。これらにより、交通網整備の機運を高める。さらに、舟運^{*24}と陸上交通のネットワークの形成を図り、これらの結節点において、地域の特性を活かした新たなまちづくりを誘導する。

(3) 河川空間の活用方針

荒川の広大な河川空間は、避難地として活用されており、防災空間となっている。また、都市における貴重な自然空間であり、レクリエーション空間ともなっている。この空間を、「荒川将来像計画」^{*3}と整合を図りつつ、都市空間として有効に活用し、災害に強い、人と自然にやさしい空間づくりを進めていく必要がある。

この観点に立ち、河川空間を次のように活用していく。

1) 避難地等

密集した市街地が広がる沿川地域では、震災等緊急時に安全な避難地を確保することが重要である。荒川の広大な河川敷は平常時にはグラウンド、ゴルフ場等として利用されているが、震災等の緊急時には安全な避難地や救援活動拠点となる。荒川の堤外地は、沿川自治体の地域防災計画でも避難地として指定されており、引き続き避難地として活用していく。また、高規格堤防上に、災害時の避難救援拠点である河川防災ステーション^{*54}を整備する。なお災害時における緊急物資や復旧資材の輸送のため、リバーステーション(防災用船着き場)及びこれと連結した緊急用河川敷道^{*16}路を整備する。

2) レクリエーション利用

河川敷は野球場等のグラウンド、ゴルフ場、広場等に利用されている。豊かな自然環境と共に存できるように自然度向上の工夫を行いつつ、整備及び利用を図る。

3) 舟運・情報^{*24}

① 舟運^{*24}

荒川下流部では、タンカー等の輸送船の他、水上バスも運行されている。水上バスルートを、荒川上流部、隅田川、新河岸川、中川ともネットワーク化すること等を通じて、荒川の舟運の振興を図る。そのための拠点として、また、震災時の物資輸送のための船着場として、リバーステーションを整備する。

② 光ファイバー

災害時の確実な情報収集伝達システムとして、河川管理用の光ファイバーケーブル^{*50}の敷設が進められている。この光ファイバーケーブル及び収容空間を、情報を軸としたこれから荒川生活圏の魅力あるライフスタイル^{*64}の確立にも寄与するよう活用する。

4) 自然環境の保全

ヨシ原や、ワンド、干潟等には、オオヨシキリやヒヌマイトトンボをはじめとする鳥類や昆虫等が生息し、都市における貴重な自然空間を形成している。このような自然環境の保全に努める。

また、水と触れあえる自然観察地や、自然遊歩道を整備する。

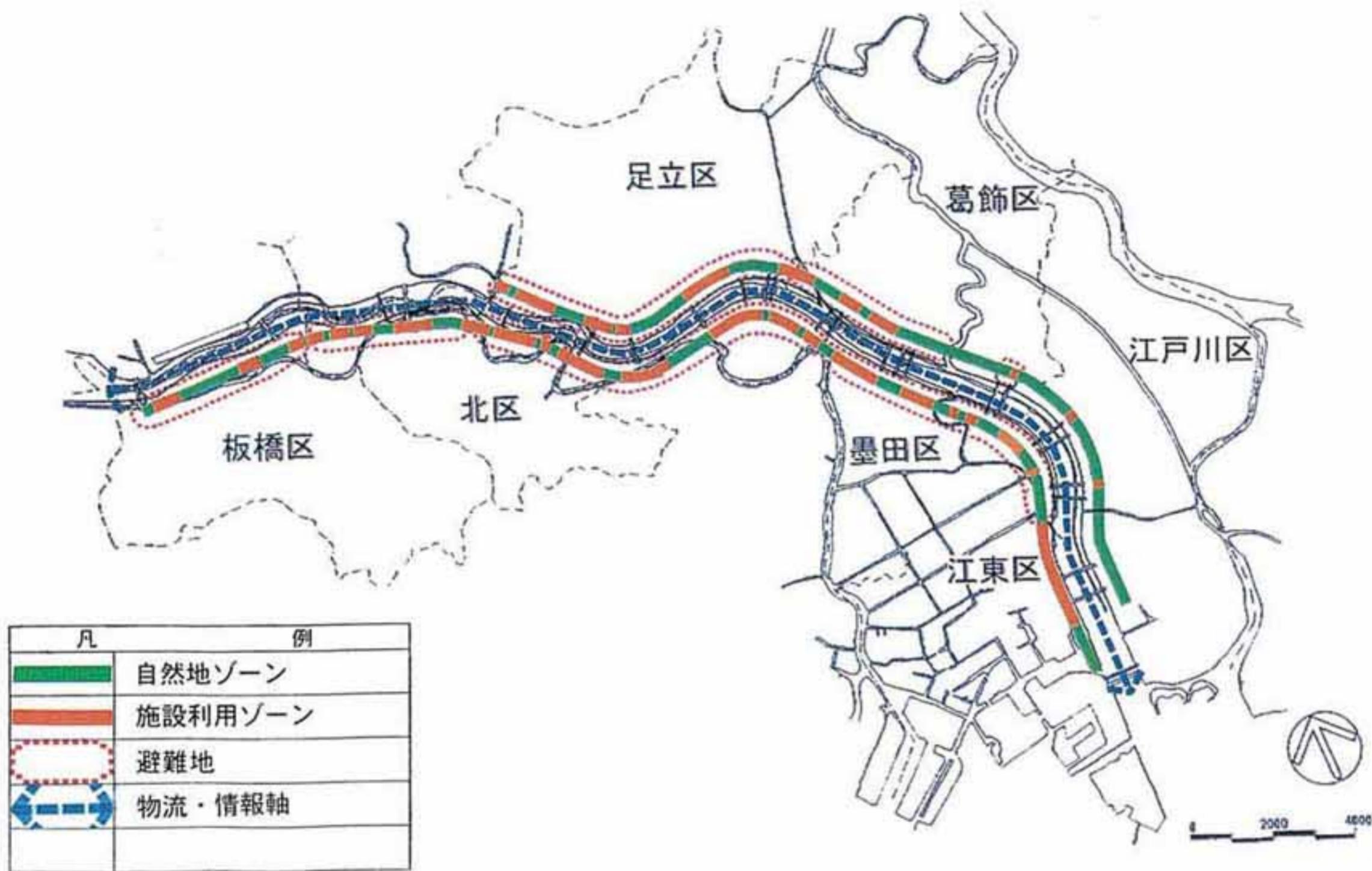


図 11 河川空間の活用方針

5. 沿川地域の整備構想

(1) 沿川地域の整備構想

沿川地域では、東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画>」^{*55}で「重点整備地域」^{*26}または「重点地区」^{*27}に位置づけられている地区が多く、これらの地区において防災機能と住環境を重視した市街地の整備を重点的に進めることとしている。

沿川地域の長期的な整備構想を図12に示す。

沿川地域の長期的な整備にあたって、中心となる拠点とその整備の方向性は次の通りである。

- 北赤羽地区では、堤防高さが計画に達していない区間の解消と併せて、防災ステーション^{*54}を整備し、防災活動拠点の形成を図る。
- 新田地区では、高規格堤防と一体となった都市型住宅市街地の整備が進められている。また、整備とあわせて、荒川の河川敷に敷設されている光ファイバーケーブル^{*50}を積極的に利用して、流域の自治体やCATV局と市民の方々とを結ぶ流域情報ネットワークの基盤整備を図る。
- 小台地区では、荒川と隅田川の間に日暮里・舎人線の新駅が計画されており、この新駅設置と一体となった高規格堤防整備を行いつつ、新たにリバーステーションを整備して、放射11号とも連携した交通拠点の形成を図る。
- 墨田区北部地区では、高規格堤防整備と一体となった面的整備を活用して市街地整備を図る。整備にあたっては、荒川河川敷の避難地や、その他の避難地へのアクセスを考慮した道路整備を図る。
- 東砂・小松川地区では、防災拠点である東砂・小松川防災ステーション^{*53}^{*54}の整備及び市街地整備と一体となった整備を図る。
- 臨海・新砂地区では、葛西トラックターミナルに近接し、首都高湾岸線、臨海、新砂リバーステーション等物流機能が集積する流通拠点として整備を図る。

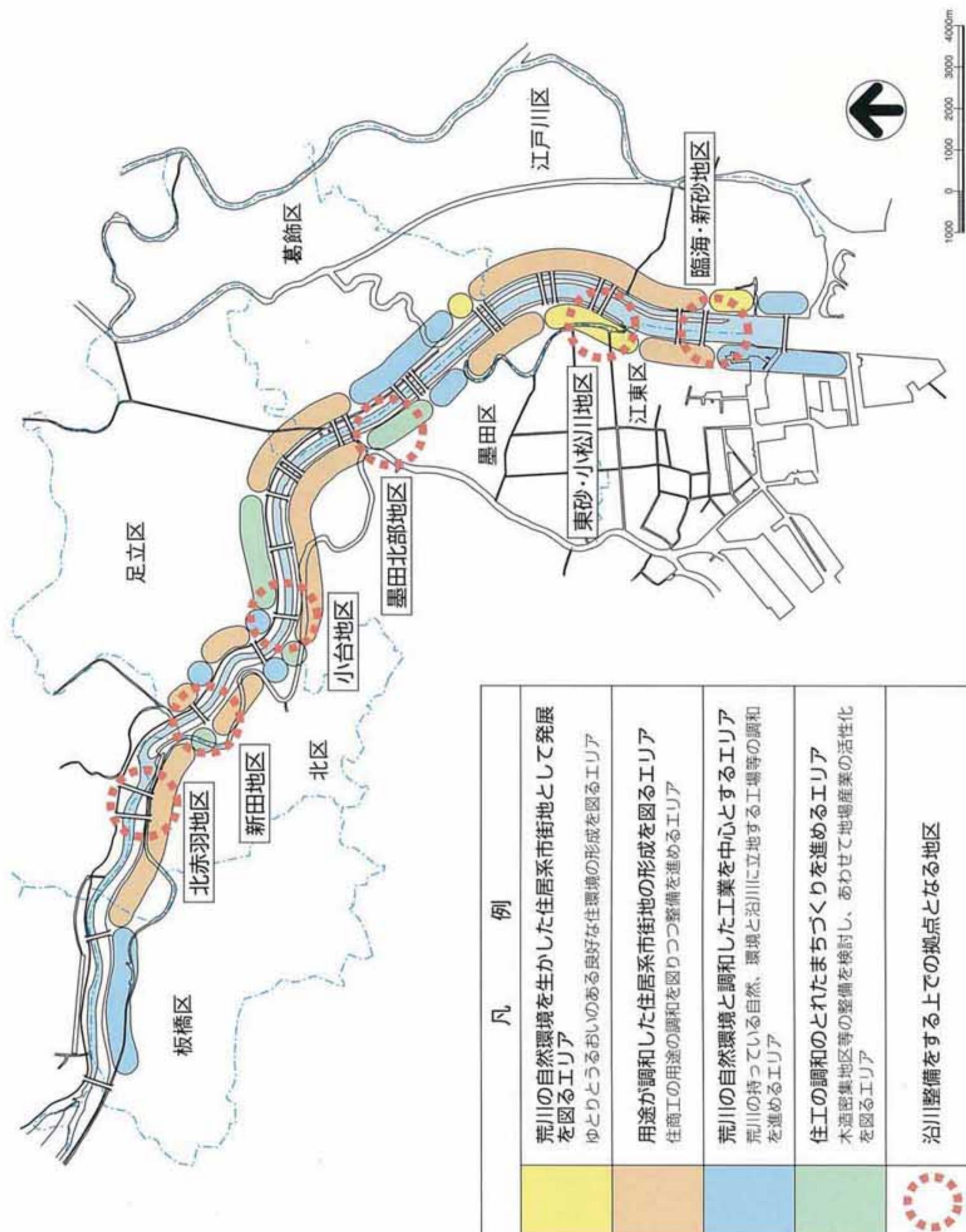


図 12 荒川(東京ブロック)沿川整備構想図

(2) 整備推進地区等

東京都内の荒川の高規格堤防整備計画区間は、沿川の7区内の荒川全川(上平井水門から下流の中川を含む)であるが、(1)の沿川地域の整備構想を踏まえ、治水対策の緊急性、市街地整備の必要性、市街地整備事業の熟度、進捗状況等を勘案して、沿川整備基本構想の対象期間内(概ね20年)に高規格堤防と市街地の整備を推進する地区等を次の区分により選定する。

高規格堤防と市街地の整備を推進する地区：高規格堤防と市街地との一体的な整備を推進する地区

整備の計画づくりを進める地区：高規格堤防と市街地との一体的な整備の計画づくりを進める地区

調査・検討を進める地区：高規格堤防と市街地との一体的な整備について調査・検討を進める地区

なお、この地区の区分は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて追加・変更するものとする。^{*65}

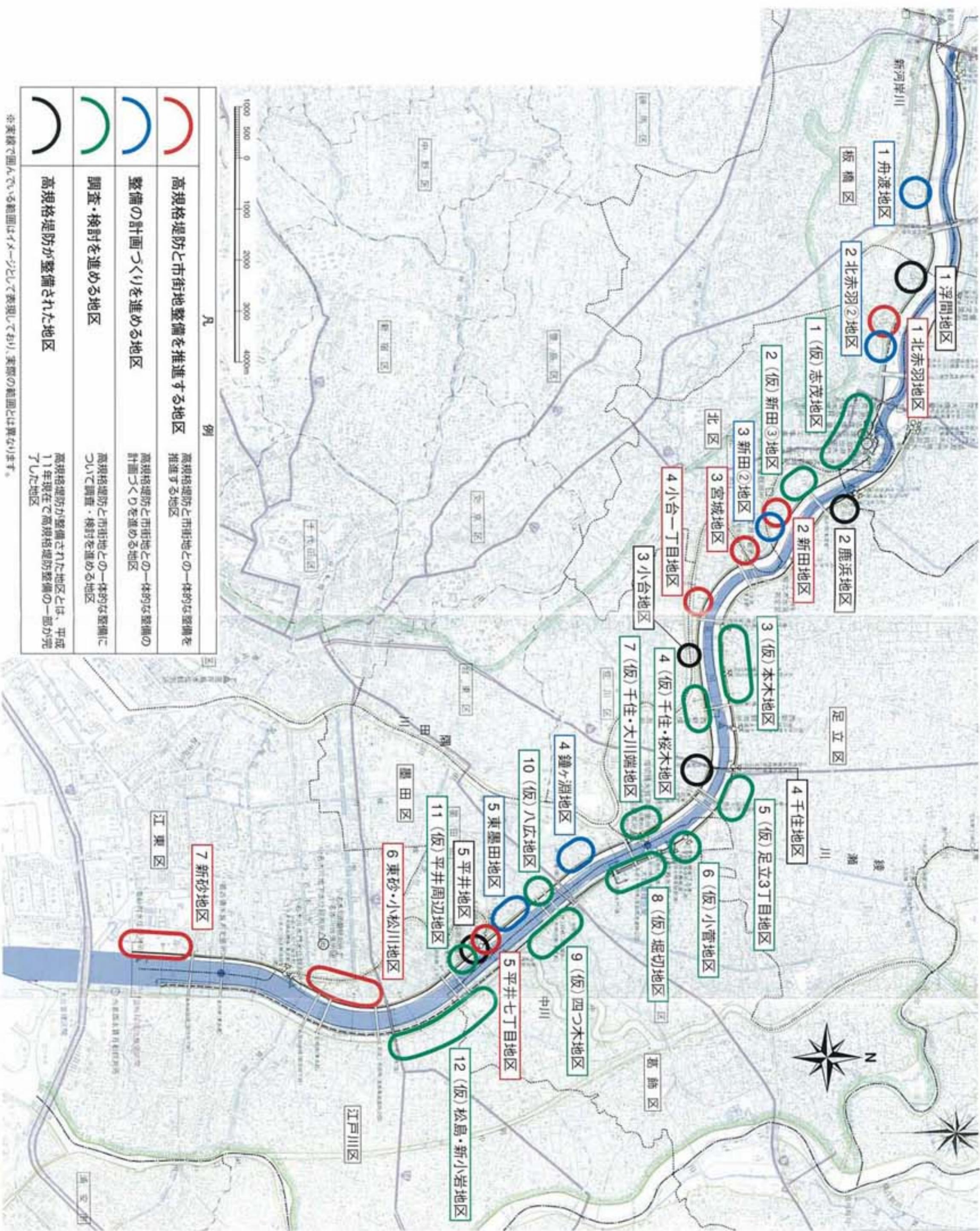


図 13 整備推進地区等

※実線で囲んでいる範囲はイメージとして表現しており、実際の範囲とは異なります。

6. 沿川地域の整備に関する課題と整備促進方策

(1) 関係機関の連携の強化

高規格堤防と一体となったまちづくりを推進するため、河川管理者と関係地方公共団体の都市計画部局及び道路管理者等との連携が必要不可欠である。このため、河川管理者と関係する地方公共団体の都市計画部局及び道路管理者等が協議を行う沿川整備協議会^{*10}を発足させ、高規格堤防と市街地開発等の情報交換や事業の推進のための事業調整等を行うとともに、高規格堤防と市街地の一体的整備に関する課題等について調査・検討を行う。

特に、密集した市街地の整備にあたっては、狭い宅地の解消、補償費の財源の確保等の課題があるので、沿川整備協議会等において、整備手法及び財源の確保方策について調査・検討を行う。高規格堤防と市街地の一体的な整備にあたっては、地域コミュニティ^{*34}が継承されるよう工事中の仮移転期間を極力短くするように配慮する。

(2) 市街地開発計画等の策定の推進

市街地開発等においては、地元の地権者との合意形成に長期間を要する。高規格堤防と市街地の一体的整備を計画的に進めため、「荒川将来像計画」、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」及び「都市計画マスタープラン」^{*36}及び「防災都市づくり推進計画」^{*37}等との整合を図りつつ、関係する市街地開発等の計画づくりを市民の方々とのコミュニケーションを十分図りながら進め、策定し、市街地整備の機運を高める。

(3) 沿川整備構想の広報

高規格堤防と市街地の一体的な整備は、都、区、公団等の公的な主体だけで進めていくには限界があり、市民とのコミュニケーションを深めつつ、沿川地域で行われる民間開発とも連携を図りながら進める必要がある。このため、都や区の広報誌等を活用して沿川整備構想を積極的に広報する。

(4) 河川が近接した区間における整備の計画づくり等

隅田川、新河岸川、ないしは、綾瀬川等(以下「近接河川」という)と荒川とが近接する区間については、建設省、東京都、関係地方公共団体等の間で十分調整を図りながら、高規格堤防と市街地との一体的な整備の計画づくり等を進める。

なお、このような区間については、高規格堤防の断面構造、近接河川の取扱い等の課題があるので、沿川整備協議会等において調査・検討を行う。

また、上平井水門より下流の中川については、荒川左岸堤^{*7}として、建設省、東京都、関係地方公共団体等の間で十分調整を図り、市街地整備と調和のとれた高規格堤防の整備を進める。

別表 整備推進地区等

表 6 高規格堤防と市街地の整備を推進する地区

	地 区 名	規 模	共同事業者	地 区 概 要
1	北赤羽地区 (北区)	整備面積2.3ha 整備延長160m 幅140m 工期H9~H12	北区 (河川防災ステーション ^{*54)}	新河岸川に近接している地区である。建設省が杏林製薬跡地の高規格堤防化を図る。建設省及び北区が共同して、河川防災ステーション ^{*54} の整備を実施する。
2	新田地区 (足立区)	整備面積 22.6ha 整備延長610m 幅70~250m 工期H9~H14	都市基盤整備公団 足立区 (市街地再開発事業) (隅田川スーパー堤防 ^{*29})	建設省がトーア・スチール工場跡地の高規格堤防化を図る。工場跡地の買収は都市基盤整備公団が行う。また、足立区が住宅市街地整備総合支援事業 ^{*25} として、当該地区の再開発事業を実施する。
3	宮城地区 (足立区)	整備面積1.6ha 整備延長250m 幅40~110m 工期S62~H12	足立区 (公園整備) (隅田川スーパー堤防 ^{*29})	隅田川に近接している箇所である。建設省が高規格堤防化を図る。足立区が、足立区中央公園計画の6拠点の1つとして、公園の整備を実施する。東京都が隅田川のスーパー堤防 ^{*29} 整備を実施する。
4	小台一丁目地区 (足立区)	整備面積12ha 整備延長670m 幅180m 工期H11~H18	東京都 足立区 都市基盤整備公団 民間開発	隅田川に近接している箇所である。東京都が平成15年度開業を目指して新交通システム日暮里・舎人線と「足立小台駅(仮称)」の設置を推進中である。足立区が「地区計画」を平成8年に策定している。建設省が、民間開発や、都市基盤整備公団による土地有効利用事業 ^{*45} と共同で高規格堤防の整備を実施する。
5	平井七丁目地区 (江戸川区)	整備面積1.5ha 整備延長150m 幅110m 工期H8~H16	江戸川区 (土地区画整理事業 ^{*43})	建設省の高規格堤防と合せて、江戸川区が土地区画整理事業 ^{*43} を施行する。
6	小松川地区 (江戸川区)	整備面積22ha 整備延長1,900m 幅80~150m 工期H2~H14	東京都 (第2種市街地再開発事業 ^{*32})	建設省が高規格堤防化を図る。東京都が江東再開発基本構想に基づき、第2種市街地再開発事業 ^{*32} を実施する。
	東砂・小松川Ⅱ期地区 (江東区・江戸川区)	整備面積3.5ha 整備延長500m 幅60~150m 工期H10~H18	東京都 江東区 江戸川区	東砂・小松川Ⅱ期地区として、建設省が荒川ロックゲート ^{*5} 及び小松川リバーステーションの整備を実施する。
7	新砂地区 (江東区)	整備面積18ha 整備延長1,140m 幅180m 工期H6~H14	東京都 東京電力(株) 鹿島建設(株)	建設省が高規格堤防化を図り、新砂リバーステーションの整備を実施する。東京都が、砂町浄化センターの整備を実施する。

表 7 整備の計画づくりを進める地区

	地 区 名	地 区 概 要
1	舟渡地区 (板橋区)	板橋区が、「自然と共生する総合野外レクリエーションゾーン」として整備を進めている地区である。建設省の高規格堤防の整備と一体的な区施設等の整備を検討している。
2	北赤羽②地区 (北区)	新河岸川に近接しており、荒川と新河岸川に挟まれた地区である。東京都の所有地と民間の事業地がある。北区の浮間地区まちづくりブロック構想では、この地区を人々が集い、賑わう場としてのアミューズメントエリア ⁵⁵ と位置づけている。東京都施行による船着場の他、北区が、遊・住・産のある新しいタイプのウォーターフロント ⁵⁶ 空間の整備を検討している。
3	新田②地区 (足立区)	隅田川に近接している地区である。整備を推進している新田地区の下流に位置し、当該地区的延伸箇所として検討を行っている。
4	鐘ヶ淵地区 (墨田区)	東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において、「重点地区 ⁵⁷ 」として指定されている地区の一部である。東京都が整備手法等の検討を行っている。
5	東墨田地区 (墨田区)	地元が組織した「東墨田地区防災まちづくり研究会」で、地区的環境整備、土地利用展開の検討等を行っている。

表 8 調査・検討を進める地区

	地 区 名 位 置	地 区 概 要
1	(仮称)志茂地区 (北区)	隅田川と新河岸川に近接している地区である。防災上の課題がある地区である。東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点整備地域」として指定されている。
2	(仮称)新田③ 地区 (足立区)	隅田川に近接している地区である。住宅系への土地利用転換が進んでいる地区である。
3	(仮称)本木地区 (足立区)	東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点整備地域 ⁵⁸ 」として指定されている。足立区は当地区における主な整備課題として木造密集市街地 ⁵⁹ の整備をあげている。
4	(仮称)千住・ 桜木地区 (足立区)	隅田川に近接している地区である。東京都の「整備・開発・保全の方針 ⁶⁰ 」に基づき、足立区が、住宅市街地整備総合支援事業 ⁶¹ と地区計画を進めている地区である。
5	(仮称)足立 3丁目地区 (足立区)	東京都の「整備・開発・保全の方針 ⁶¹ 」に基づき、足立区が密集住宅市街地整備促進事業を進めている地区である。
6	(仮称)小菅地区 (葛飾区)	綾瀬川に近接している地区である。法務省により、小菅拘置所の建替え計画が進められている。それと合わせて、葛飾区が周辺のまちづくりを検討している地区である。
7	(仮称)千住・ 大川端地区 (足立区)	隅田川に近接している地区である。東京都の「整備・開発・保全の方針 ⁶¹ 」に基づき、足立区が住宅市街地整備総合支援事業 ⁶¹ と再開発地区計画を進めている地区である。また、東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において、千住地区が「重点整備地域 ⁵⁸ 」として指定されている。
8	(仮称)堀切地区 (葛飾区)	綾瀬川に近接している地区である。オープンスペースの確保と建物の不燃化が課題の地区である。東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点整備地域 ⁵⁸ 」として指定されている「立石・四つ木・堀切地域」の水戸街道以北にあたる地区である。

地 区 名		地 区 概 要
9	(仮称)四つ木地区 (葛飾区)	綾瀬川と中川に近接している地区である。木造密集市街地 ⁶⁰ の建替え促進と区内道路、広場等の整備が課題の地区である。東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点地区 ²⁷ 」として指定されている。
10	(仮称)八広地区 (墨田区)	京成押上線荒川鉄橋架け替え工事が実施されている。墨田区では、再開発等による駅前環境の整備を図り、生活拠点としての整備を検討している。
11	(仮称)平井周辺地区(江戸川区)	住宅や店舗・作業場併用住宅、工場等による密集市街地 ⁶⁰ であり、防災上の課題がある地区である。東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点整備地域 ²⁶ 」として指定されている。
12	(仮称)松島・新小岩地区 (葛飾区・江戸川区)	平和橋通りと京葉道路、JR総武線に囲まれた地区で、防災上の課題がある地区である。東京都の「防災都市づくり推進計画<整備計画> ⁵⁵ 」において「重点整備地域 ²⁶ 」として指定されている。 新小岩駅北口地区について、地元のまちづくり組織である、「新小岩北地域まちづくり協議会」が市街地再開発等の検討を行っている。

表 9 高規格堤防が整備された地区

地 区 名		規 模	共同事業者	地 区 概 要
1	浮間地区 (北区)	整備面積0.6ha 整備延長100m 幅30m 工期H2~H4	東京都	建設省が高規格堤防化を図った。東京都住宅局が都営住宅建設を行った。
2	鹿浜地区 (足立区)	整備面積4.7ha 整備延長280m 幅80m 工期H2~H9	足立区 公園整備	建設省が高規格堤防化を図った。足立区が、足立区中央河川公園計画の6拠点の一つとして、都市農業公園の整備を実施した。
3	小台地区 (足立区)	整備面積0.5ha 整備延長70m 幅65m 工期H1~H3	民間共同 住宅	建設省が高規格堤防化を図った。道路を挟んで荒川に接する土地に民間が共同住宅を建設する。東京都が隅田川のスーパー堤防 ²⁹ の整備を行った。
4	千住地区 (足立区)	整備面積0.1ha 整備延長50m 幅70m 工期H8~H9	足立区・ 都住宅供 給公社 区施設・ 都民住宅	建設省が高規格堤防化を図った。足立区小学校統廃合計画に基づき、千寿旭小学校の跡地に、足立区と東京都住宅供給公社が都民住宅と図書館、生涯学習施設等を建築している。
5	平井地区 (江戸川区)	整備面積0.4ha 整備延長50m 幅75~150m 工期H7~H9	民間共同 住宅	建設省が高規格堤防化を図った。荒川に接する土地に民間が共同住宅を建設した。

注) 高規格堤防が整備された地区とは、平成11年現在で、高規格堤防整備の一部が完了した地区である。

資料編

1. 策定経過	31
2. 沿川整備基本構想策定委員会	32
3. 河川審議会答申	33
4. 高規格堤防の概要	36
5. 用語の説明	38

1. 策定経過

年 月 日	内 容
平成 8 年度～	建設省関東地方建設局、東京都、沿川 7 区による荒川下流沿川整備構想勉強会開催
平成 9 年度～	学識経験者、建設省関東地方建設局、東京都、沿川 7 区による荒川下流沿川整備構想研究会開催
平成11年10月22日	第1回荒川（東京ブロック）策定委員会 内容：沿川整備基本構想（原案）の策定について
平成11年11月26日	記者発表 内容：沿川整備基本構想（原案）の公表及び意見の募集
平成11年11月29日～ 平成12年12月28日	沿川整備基本構想（原案）公表、意見公募
平成12年 1 月28日	記者発表 内容：意見の中間発表
平成12年 2 月16日	第2回荒川（東京ブロック）策定委員会 内容：沿川整備基本構想策定について
平成12年 3 月24日	沿川整備基本構想策定 記者発表 内容：沿川整備基本構想策定について

2. 荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想策定委員会

委員長 建設省関東地方建設局企画部長
委員 建設省関東地方建設局河川部長
東京都都市計画局施設計画部長
東京都都市計画局開発計画部長
東京都建設局河川部長
東京都建設局道路建設部長
墨田区助役
江東区助役
北区助役
板橋区助役
足立区助役
葛飾区助役
江戸川区助役

事務局 建設省関東地方建設局企画部広域計画調査課
建設省関東地方建設局河川部河川計画課
東京都都市計画局施設計画部施設計画課

建設省関東地方建設局荒川下流工事事務所

3. 河川審議会答申

*40 超過洪水対策及びその推進方策について

〔昭和62年3月25日 建設省河審発第10号
建設大臣あて 河川審議会会長〕

河川審議会は、昭和61年9月29日付け建設省河治発第47号で諮問のあった「超過洪水対策及びその推進方策はいかにあるべきか」について別紙のとおり答申する。

別紙

我が国の河川は地形、気象条件等の自然的要因から洪水が発生しやすい特性を有しているうえに、洪水氾濫の危険がある区域に全人口の約半数が居住しているため社会的要因からも、治水対策が、重要な意義を持っている。

このような自然的・社会的条件のもとにおいて、治水事業は、従前より一定限度の規模の洪水を対象としその氾濫の防止に必要な計画を策定して、これに基づき河川工事を実施するという方法により進められている。

しかしながら、洪水は自然現象である降雨に起因するものである以上、極めて規模の大きな洪水、したがって計画の規模を上回る洪水が発生する可能性は、常に存在している。

一方、東京、大阪、名古屋等の大都市地域は、その大部分が河川氾濫区域に位置し、水害の危険を内包している地域である。仮に、これらの地域を洪水から防御している大河川の堤防が破壊されたとすれば、当該地域に壊滅的な被害が発生し、ひいては我が国全体の経済社会活動に致命的な影響を与えることが懸念される。

特に、これらの地域は、近年、人口、資産の集中、さらには中枢機能等の集積の傾向がますます顕著になっており、将来にわたっても我が国の経済、文化等の中心としてふさわしい整備を図るべき地域となっているところから、仮に、計画の規模を上回る洪水、計画高水位を上回る洪水等が発生した場合においても、もはや^{*48}破堤に伴う壊滅的な被害の発生は、許されない事態となっている。

さらに、これらの大都市地域における都市整備の進展に併せて、時機を失せず、所要の対策を講じていくことが、緊要な課題となっている。

河川審議会は、大都市地域の大河川において、計画高水位を上回る、又はそのおそれのある洪水すなわち超過洪水等に対して、^{*40}破堤による壊滅的な被害を回避するための超過洪水対策及びその推進方策についての諸問題を審議した結果、下記のとおり答申する。

なお、今後とも治水財源の確保に努め、引き続き治水施設の整備水準を質、量とも

に向上させるようその促進を図ることとし、あわせて、超過洪水対策の推進を図るために、法制度の整備等も含め検討し、その充実に努める必要があることを特に付言する。^{*40}

記

1 新たに超過洪水対策として、高規格堤防の整備を強力に推進することとし、その整備区域が、都市域における親水空間、防災空間等として多様な機能を発揮し得ることにかんがみ、総合的に施策の効果を発現できるよう、施策の拡充を図るべきである。^{*40}

大都市地域の大河川において、超過洪水等に対して破堤による壊滅的な被害を回避するため、その主要な施策として、当該大河川の特定の一連区間において幅の広い高規格堤防の整備を進めるべきである。^{*48}

一方、特に近年、河川の持つ文化的価値が再認識され、水辺空間が、都市の生活環境にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な空間として強く期待されている。また、過密な都市内における防災対策の一環として、安全な避難場所としての防災空間の確保が、緊急の課題となっている。

高規格堤防の整備に当たっては、主要な整備区域が、都市の一画を形成しており、このような多種多様な要請に対応した多機能の都市空間としても期待できることにかんがみ、積極的に土地利用との調整に努めつつ、その整備を強力に推進すべきである。

2 地域を洪水から防御するための新たな治水対策として、水防災対策特定地域を設定し、関連する施策を実現することについて、早急に検討を進め、その実現を図るべきである。

通常の改修方法によらず、地域の選択により、土地の有効利用を図りつつ住宅等を洪水から防御するための水防災対策特定地域の設定を行うことを検討するべきである。

この場合、超過洪水時の洪水及び当該地域の遊水機能についてあわせて検討すべきである。^{*40}

また、当該地域内における住宅等の新築等に当たっての配慮事項、既存住宅のかさ上げ等に対する助成、誘導等の関連する施策について検討を進めるべきである。

3 超過洪水対策として、次の事項について調査研究し、その実施を極力推進すべきである。^{*40}

(1) 閉鎖型氾濫地域における土地利用及び建築方式の設定

満潮位以下の地域等のような、破堤、氾濫した場合に地形的に氾濫水が河川に戻らず、あるいは拡散しない閉鎖型氾濫地域における激甚な被害を回避するための土地利用及び建築方式について調査研究を進めること。^{*48}

(2) 泛濫流の制御

破堤、氾濫が生じた場合に被害を極力最小限にとどめるため、旧堤等の二線堤の保全、輪中堤の保全、道路等の一連区間の盛土の活用等による氾濫流の制御について調査研究を進めること。^{*48}

(3) 洪水氾濫時における警戒避難体制の強化

破堤、氾濫が生じた場合に被害を極力最小限にとどめるため、洪水情報収集伝達体制の整備、洪水時避難地及び避難路の確保等について調査研究を進め、洪水氾濫時における警戒避難体制の強化を図ること。

また、あわせて、超過洪水発生時における水防の在り方についても調査研究を進めること。

(4) その他

超過洪水時における排水機場の運転方法の明確化を図るよう、必要な措置について調査研究を進めること。

4 超過洪水対策を円滑に推進するためには、関係地域住民及び関係行政機関等の理解と協力を得ることが極めて重要である。このため、関係地域住民及び関係行政機関等に対し超過洪水対策及びこれに関連する情報等の周知徹底に努めるとともに、推進体制の整備、拡充を図るべきである。

4. 高規格堤防の概要

高規格堤防とは

高規格堤防とは現在の堤防から市街地側に概ね幅200~300m（堤防の高さの約30倍）にわたって盛土を行った幅の広い堤防である。万一、大洪水によって水が堤防を超えて、水は斜面をゆるやかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守る。



高規格堤防は、東京・大阪の5水系6河川で整備が進められており、荒川は、河口から熊谷大橋までの両岸約80kmが高規格堤防を整備する区間となっている。

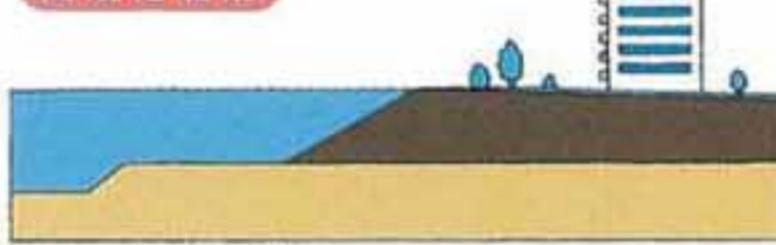
1 もしもの洪水、津波にも。

ふつうの堤防



越水すると堤防がこわれるおそれがある。

高規格堤防



越水しても水は斜面をゆるやかに流れるので、破堤することはない。

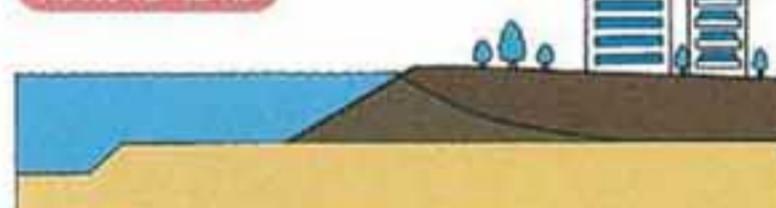
2 じわじわと進む水の浸透にも。

ふつうの堤防



洪水が計画を越えるような規模で長い期間つづく場合には浸透により堤防がこわれるおそれがある。

高規格堤防



幅が広い堤防なので、洪水が長い期間つづいても浸透によりこわれることはない。

3 心配な大地震、地滑りや液状化も予防。

ふつうの堤防



もし大地震が起きると、ふつうの堤防の背後の軟弱地盤上の市街地は大きな被害を受けることが予想される。

高規格堤防



必要に応じ軟弱地盤を改良し強い地盤をつくるとともに、堤防の勾配をゆるくするため地震時の液状化^⑧やすべりに強い堤防になり、高規格堤防上は地震に強いまちになる。

河川区域の指定時期

高規格堤防が完成または暫定完成するとその区域は河川区域の高規格堤防特別区
域となる。

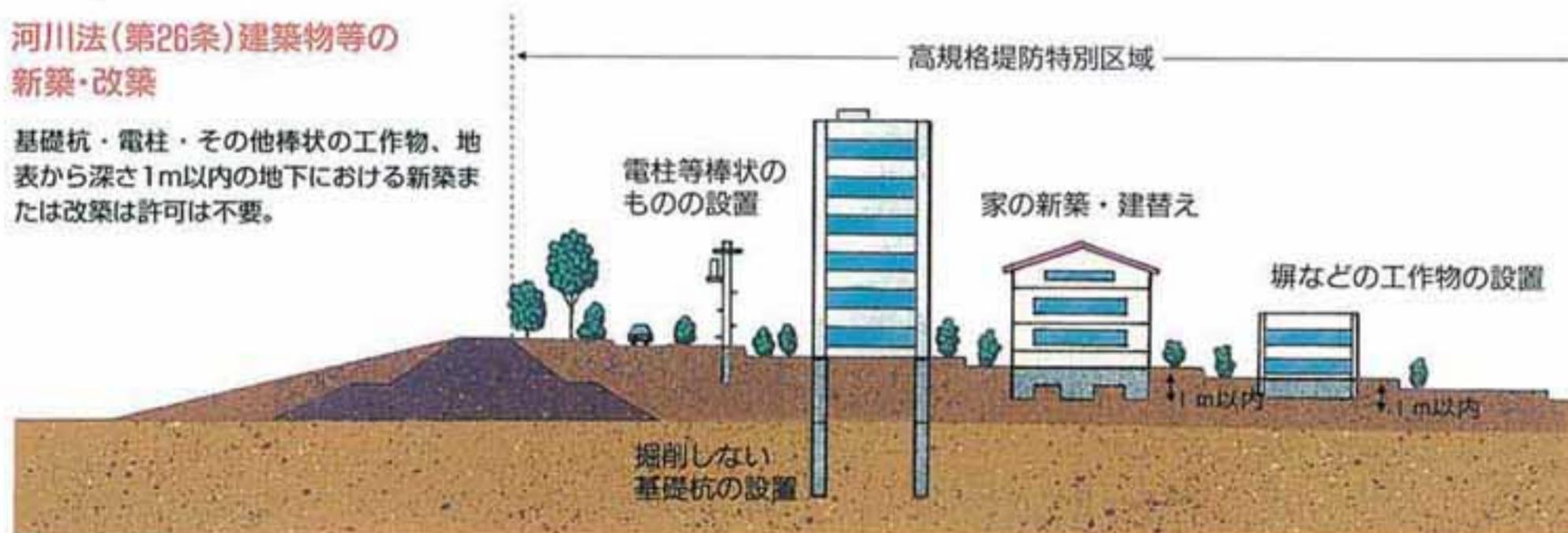
高規格堤防特別区域

河川区域は土地利用に関してきびしい規制があるが、高規格堤防で盛土した区域
は、高規格堤防特別区域に指定し、通常の土地利用をするために必要な行為につい
ては許可は不要とする。

このように、高規格堤防の上面は河川区域ではあるが、高規格堤防特別区域とし
て通常の土地利用が自由に行える区域である。

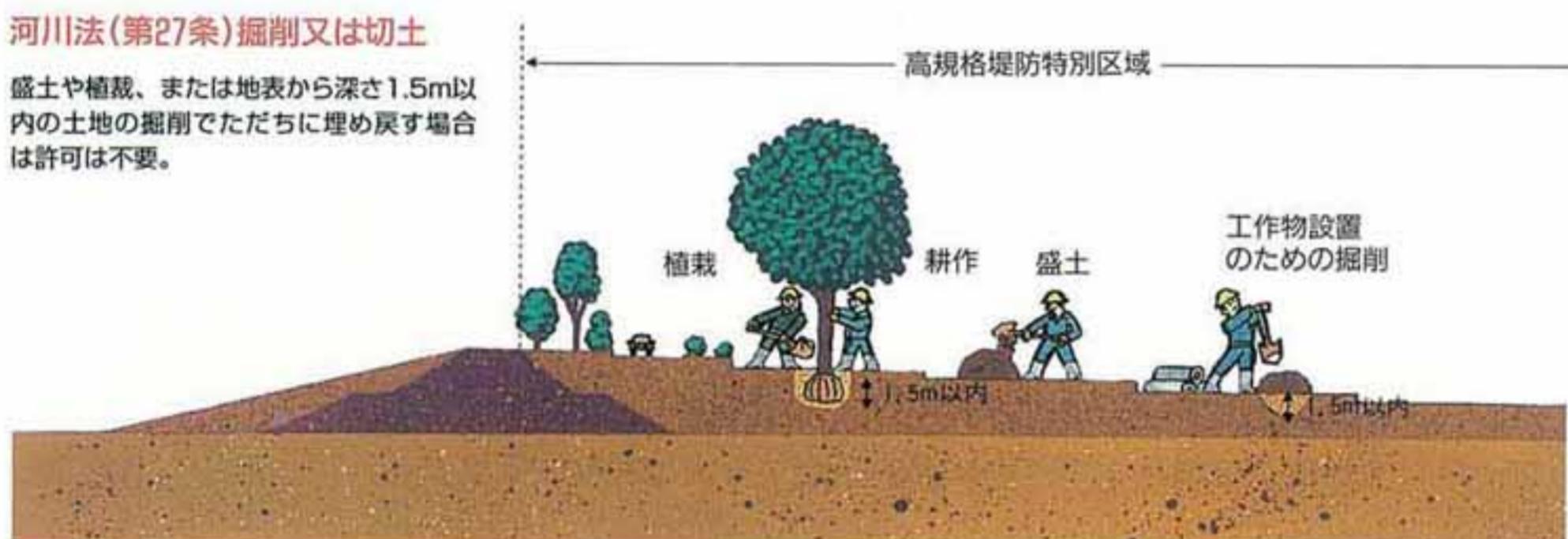
河川法(第26条)建築物等の 新築・改築

基礎杭・電柱・その他棒状の工作物、地
表から深さ1m以内の地下における新築ま
たは改築は許可は不要。



河川法(第27条)掘削又は切土

盛土や植栽、または地表から深さ1.5m以
内の土地の掘削でただちに埋め戻す場合
は許可は不要。



5. 用語の説明

* 1. アミューズメントエリア

映画館や劇場及びゲームセンター等の娯楽施設の集まる場所

* 2. アメニティ

環境の快適性、魅力ある環境、生活の質などと訳される。広義には精神的な快適さも視点に入れた環境の質に関する総合的概念でとらえられる

* 3. 荒川将来像計画（アラカワショウライゾウケイカク）

自然環境の保全や創出にも着目した荒川の将来像を示し、「21世紀につなぐ健康な川づくり」をテーマとして、荒川下流部の沿川7区と2市及び建設省荒川下流工事事務所でつくる『荒川の将来を考える会』により、平成8年4月に策定された

* 4. 荒川生活圏（アラカワセイカツケン）

荒川下流域に敷設された光ファイバーケーブルを活用し、流域の自治体、行政機関、各種公共施設、商業施設、市民等をネットワークで結ぶことにより創出される新しい地域社会

* 5. 荒川ロックゲート（アラカワロックゲート）

荒川と旧中川との間を船の往来を可能にするための河川施設。昭和5年に荒川放水路が開削された際、小松川閘門が設置され、昭和50年に地盤沈下や舟運の衰退により閉鎖されたが、災害時の物資の輸送や水上交通の見直しにより再建される

* 6. ウォーターフロント

海や川等、水辺に面した地域

* 7. 右岸、左岸（ウガン、サガン）

河川の両岸について、上流から河口に向かい、右側の河岸が右岸であり、左側の河岸が左岸である

* 8. 液状化（エキジョウカ）

地盤の液状化は、一般に水で飽和した（地下水位以下の）ゆるい砂質地盤が、地震動のような繰り返しせん断力を受けた場合に発生する。地盤が液状化すると地盤はあたかも液状のように挙動を示すことになることをいう

* 9. 延焼遮断帯（エンショウシャダンタイ）

大地震による火災の延焼拡大を阻止する機能を有する道路、河川、鉄道、公園等とそれらの沿線の不燃化された建築物の群列で構成された帶状の空間

* 10. 沿川整備協議会（エンセンセイビキョウギカイ）

高規格堤防と市街地整備等の一体的事業の推進を図るために設ける、建設省、都道府県、沿川区、公団により構成される協議会

* 11. オオヨシキリ

ユーラシア大陸の温帯で広く繁殖する種で日本には夏鳥として飛来し、河岸、湖岸、湿地等のヨシ原に営巣する体長約18cmの鳥

* 12. 過剰揚水（カジョウヨウスイ）

水源の補給能力を超えて水を汲み上げること。ここでは地下水の涵養能力を越えて地下水を汲み上げること

*13. 河川氾濫原（カセンハンランゲン）

河川が運搬した種々の碎屑（さいせつ）物が堆積してできた平らな地表面。氾濫原は洪水によって成長し、その表面は洪水のたびにもたらされた細粒物質で覆われている

*14. 河道、河道部（カドウ、カドウブ）

河川において水の流れる場所を流路というが、そのうち特に計画高水流量を安全に流下させることを意識して計画する流路を河道という

*15. 緩傾斜護岸（カンケイシャゴガン）

河川堤防の裾幅を広げ、勾配を緩やかにすることにより、耐震性を高めるとともに身近な水辺を実現して親水性を向上させた堤防

*16. 緊急用河川敷道路（キンキュウヨウカセンジキドウロ）

震災等の災害時に緊急用の物資や機材の輸送等に供するために大河川の高水敷に整備された道路

*17. 計画規模（ケイカクキボ）

河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して決定される計画降雨が発生する確率の規模を表す

*18. 計画高水流量（ケイカクコウスイリュウリョウ）

洪水防御計画において各地点の河道計画や洪水調節ダム等の計画の基本となる河川の流水量

*19. 結節機能（ケッセツキノウ）

複数の交通機関が集まり、乗り換えや積み替え等、交通の節目となる機能

*20. 工事実施基本計画（コウジジッキホンケイカク）

河川法に基づき河川管理者により水系ごとに策定される河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び河川工事の実施の基本的となるべき計画

*21. 洪水流下（コウズイリュウカ）

豪雨などによって、河川の水かさが増加し異常な流量に達したときの水の流れが下流に流れること

*22. 高度情報社会（コウドジョウホウシャカイ）

情報が物資やエネルギーと同等あるいはそれ以上の重要な資源となり、その価値を中心として社会・経済が高度に発展していく社会

*23. 国民総所得（コクミンソウショトク）

一国において一定期間に新たに生産・分配・支出された財貨及びサービスの総額

*24. 舟運（シュウウン）

船で荷物を運んだり交通したりすること

*25. 住宅市街地整備総合支援事業（ジュウタクシガイチセイビソウゴウシエンジギョウ）

既成市街地において、住宅の建設と公共施設の整備などを総合的に行う事業

*26. 重点整備地域（ジュウテンセイビチイキ）

防災都市づくり推進計画により位置づけられた地区

* 27. 重点地区（ジュウテンチク）

防災都市づくり推進計画により位置づけられた重点整備地域のうち、防災上の整備効果が高く地元の事業熟度が高い地区

* 28. 浚渫（シュンセツ）

河川、湖沼、ダム、貯水池、海域において、砂、泥、ヘドロなどの底質材料をグラブやポンプなどを用いて掘り下げる

* 29. 隅田川スーパー堤防（スミダガワスーパーイボウ）

東京都が治水安全度の向上、地震対策の強化、良好な水辺空間の創出を図るため、民間活力を活用した市街地の再開発等と一体として、隅田川沿川で計画的に盛り土を行っている

* 30. 水門（スイモン）

洪水時や高潮時に全閉することにより、堤防と同様の機能を持つ構造物でその機能により逆流防止水門、防潮水門、分流水門がある

* 31. 整備・開発・保全の方針（セイビ・カイハツ・ホゼンノホウシン）

都道府県が策定する都市計画である区域区分（線引き）の計画書であり、都市計画の役割を果たすもので、「土地利用の方針」、「市街地の開発及び再開発の方針」、「交通体系の整備の方針」、「自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針」、「下水道及び河川の整備方針」等が定められている

* 32. 第2種市街地再開発事業（ダイニシュシガイチサイカイハツジギョウ）

市街地再開発事業のうち施行者が用地買収を行い、地権者に対しては希望に応じ管理処分により床を配分する方式のものをいう

* 33. 高潮、高潮堤（タカシオ、タカシオティ）

台風や熱帯低気圧等による強風や気圧の変化により海面が異常に高まり、海水が陸上に浸入することを高潮という

高潮を防ぐために設置された堤防を高潮堤とい

* 34. 地域コミュニティ（チイキコミュニティ）

一定の地域に居住し、共通の地域に住んでいるという連帯感を持つ人々、つながり、場を示す

* 35. 地域防災情報ネットワーク（チイキボウサイジョウホウネットワーク）

地域の防災情報を流すため様々な情報施設が連携し網状に構成された連絡網

* 36. 地権者（チケンシャ）

土地に関する権利を有している人または法人

* 37. 治水安全度（チスイアンゼンド）

洪水や氾濫等による水害に対する安全性を降雨確率で評価したもの

* 38. 治水計画（チスイケイカク）

洪水や氾濫等による水害から、人々やその財産などを守るために河川やダムを整備する計画

* 39. 治水施設（チスイシセツ）

洪水や氾濫による水害から、人々やその財産などを守るための施設でダム、堤防水門、堰、排水機場、調節池、放水路、護岸や水制等がある

*40. 超過洪水（チョウカコウズイ）

計画規模を越えた降雨による洪水

*41. 堤外地、堤内地（ティガイチ、ティナイチ）

洪水が流れる河川の敷地を、堤防より外側という意味で「堤外地」という。また、堤防からみて人家の存する側の土地を堤内地といふ

*42. デフレーター

既往洪水による被害額や改修事業の経済効果を算定するために用いる係数

*43. デルタ地帯（デルタチタイ）

デルタは、その形(三角形)から三角州のことをいふ。ここでは、江東デルタ地帯として、荒川と隅田川に挟まれた、江東区、墨田区の一帯を示す。

*44. 土地区画整理事業（トチクカクセイリジギョウ）

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業のこと

*45. 土地有効利用事業（トチュウコウリヨウジギョウ）

市街地の低未利用地の有効活用を図るため都市基盤整備公団で行っている事業

*46. 内水被害（ナイスイヒガイ）

堤防に囲まれた地域で地域内の河川や水路の氾濫によって生じた浸水被害

*47. 軟弱層（ナンジャクソウ）

粘土層やシルト層で構成され、地下水の汲み上げや構造物の荷重により地盤沈下が予想される地層

*48. 破堤（ハティ）

洪水により堤防が決壊すること

*49. 干潟（ヒガタ）

満潮時には海面で覆われ、干潮時には露出する海域を潮間帯とよぶ。潮間帯が広大な砂泥からなる場合を干潟といふ

*50. 光ファイバーケーブル（ヒカリファイバーケーブル）

光を送るための極めて細い線状のガラスをケーブル状に束ねたもので光通信等に用いる

*51. ヒートポンプ

熱を低温側から高温側へ移動させる装置で冷暖房等のエネルギーとして利用しているシステムあるいは設備

*52. ヒヌマイトンボ

河口付近などの汽水域の湿地に密生するヨシ原に生息する体長約3cmのトンボで絶滅危惧種に登録されている

*53. 防災拠点（ボウサイキヨテン）

大震災に対する防災対策の一つとして、再開発事業等でつくった広い公園などを中心にして、災害時でも安全が確保されている場所のこと

*54. 防災ステーション（ボウサイステーション）

洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動の拠点となる基地

* 55. 防災都市づくり推進計画〈整備計画〉(ボウサイトシヅクリスイシンケイカク
〈セイビケイカク〉)

震災時の市街地大火や建物倒壊等から都民の生命を守るため、災害に強い都市づくりを進めていくに当たっての、効果的・集中的な防災都市づくり推進の方針

* 56. 放水路（ホウスイロ）

分水路ともいい、河川の途中から分岐して新川を開削し、洪水の一部あるいは全部を海、湖、あるいはほかの河川に放流する水路

* 57. マスタープラン

総合的な指針となる基本計画、基本設計

* 58. 水循環形成（ミズジュンカンケイセイ）

降雨が地面に浸透し、地下水になり、川に流れ、海に出、蒸発し、雲になり、再び雨になるというサイクルを形成すること

* 59. 水と緑のネットワーク（ミズトミドリノネットワーク）

快適な生活空間を創出することを目的に、河川等の水辺空間と公園の緑や街路樹を有機的に連続させること

* 60. 密集市街地（ミッシュウシガイチ）

木造住宅の密集度が高く、その中に老朽住宅が相当数含まれており、道路等の公共施設整備の水準が低い地区のことで総じて防災危険度が高い

* 61. 明治43年洪水（メイジ43ネンコウズイ）

明治43年8月に起きた大洪水で荒川では数十カ所で破堤し、死者369名（利根川筋を含む）、浸水家屋27万戸、被災者150万人の被害を出し、荒川の改修を決定づけた

* 62. 揚水規制（ヨウスイキセイ）

地下水の汲み上げによる地盤沈下を抑制するために用水を制限あるいは禁止すること

* 63. ヨシ原（ヨシワラ）

ヨシ（葭）の生えている原。ヨシは葦と同じでイネ科の多年草。各地の水辺に自生し、地中に扁平な長い根茎を走らせ大群落をつくる

* 64. ライフスタイル

生活様式、特に趣味、交際などを含めたその人の個性を表すような生き方

* 65. 流域、流域面積、流域人口（リュウイキ、リュウイキメンセキ、リュウイキジンコウ）

集水域、排水域ともいい、降雨によって表流水が川や湖に流れ込んでくる範囲を流域といい、その面積を流域面積、流域内に住む人口を流域人口という

* 66. ワンド

川の淀みや淵、または入り江。希少な魚類をはじめ、種々の生物が共存する豊かな環境であることが認識され、その価値が評価されている

お問い合わせ先

建設省関東地方建設局企画部広域計画調査課	TEL 048-601-3151 (代)
建設省関東地方建設局河川部河川計画課	TEL 048-601-3151 (代)
建設省関東地方建設局荒川下流工事事務所沿川再開発課	TEL 03-3902-3221
東京都都市計画局施設計画部施設計画課	TEL 03-5388-3298